

# The Kansai University Bulletin

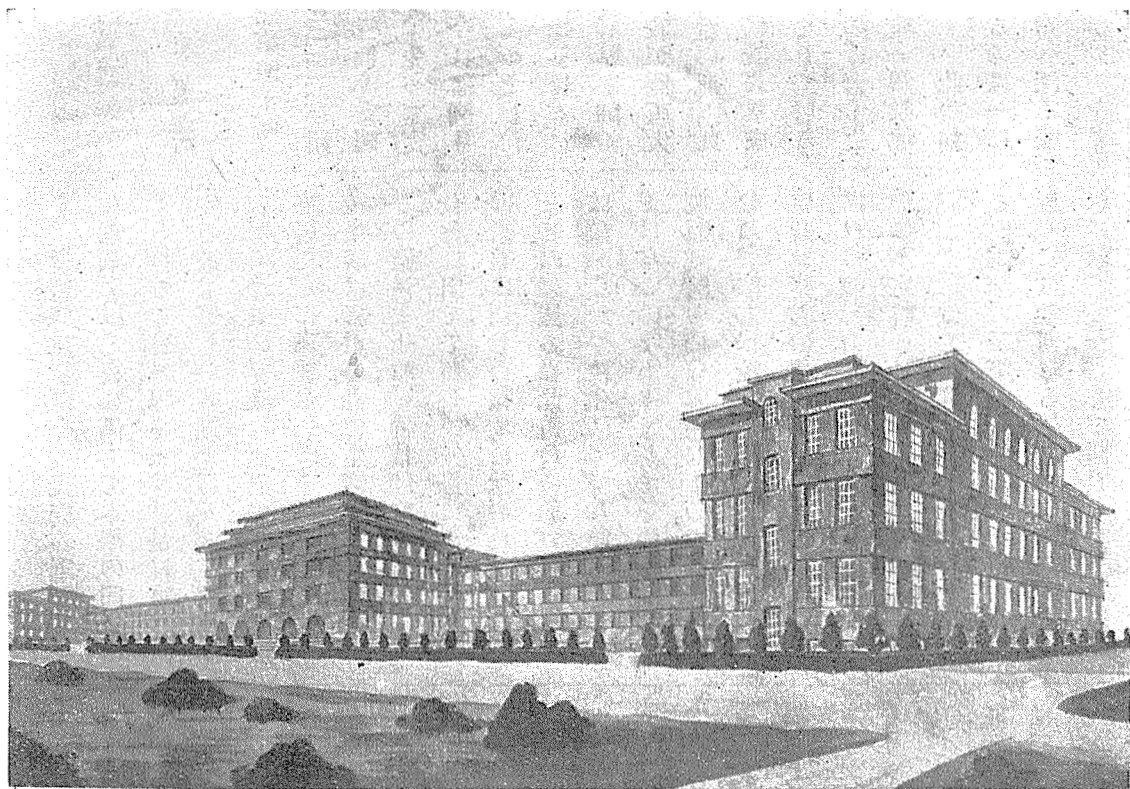
Osaka, April 15th, 1928—No. 58

# 報學山里子

行發日五十月四

號八十五第

年三和昭



圖景配合學部門專學本るれ成計設

阪 大

九四〇一(堀佐土)話電  
番〇七五七・〇七三七

局報學學大西關

座口金貯替振  
番五七八二一阪大

# 千里山學報 五十八號

## 目次

挿繪——設計成れる本學專門部學舍配景圖(表

紙)——ケルン大學教授マックス・シェラー博

士——千里山親睦會記念攝影——昭和三年度卒

業式——校友作間耕逸氏——校友會春季大會

——校友會名古屋支部春季總會記念寄せ書き

——本年度學部卒業生——本年度專門部法律學

科卒業生——本年度專門部經濟學科卒業生——

本年度專門部商業學科卒業生

正しきを蹈んで恐る勿れ

「價値の本質」に就いて

關西大學學長 法學博士 松本 丞治

信託制度の基調

關西大學教授 武内 省三

學内報——卒業式並修了式舉行——役員會開催

——臨時協議員會開催——入學試験施行——教

員囑任——新學長就任——本學關係代議士當選

祝賀會——中村留學生の出發——訃報——附屬

關西甲種商業學校彙報——附屬第二商業學校彙

報

校友の面影——作間耕逸氏

校友彙報

學生彙報

懸賞論文審査發表表

## 正しきを蹈んで恐る勿れ

(昭和三年度卒業式式辭摘録)

關西大學學長 法學博士 松本 丞治

關西大學學部第四回、專門部第四十回、附屬關西甲種商業學校第十三回及び附屬關西大學第二商業學校第三回卒業證書授與式を舉行するに當り、先づ來賓各位に御挨拶申し上げます。今日は例月と異り式場を千里山學舎に定めましてので遠路態態御繰合せ御來臨を辱くしましたることに對しては一層厚く御禮を申し上げねばなりません。我が關西大學も漸次發展致しまして御覽の通り此式場たる本館及び大運動場は既に落成し、又圖書館も竣工に垂んとして居るのであります。尙ほ福島の學舎も近く市内新京阪停車場裏の手廣い新敷地に新築移轉の豫定であります。此の如く本學の幸に發展しつつあるのは一位各位の御後援に依るものと考へ深く感謝すると同時に尙ほ將來の御助力を希ふ次第であります。

次に卒業生諸君に對しましては多年勉

學の功に依つて今日を觀るに至つたところに就て眞に滿腔同慶の意を表します。諸君は恐くは今日凱旋の軍人の様な意氣を以て喜に満ちて本學の門を出でられることと思ひます。是は實に人生の最も楽しい時期であります。併しながら今日の卒業は諸君の學校生活の終局たるに過ぎないのであります。學校生活は諸君の社會生活の準備課程たるに過ぎませぬ。諸君は卒業と同時に社會に出でて新しい任務に當り又多數の諸君は新しい職業に就かれねばなりません。然るに此社會に於ける新生活はなかなか學校生活の様な簡單なものではないのであります。その試験は學校の試験の様な容易なものではありません。即ち學校の試験は豫告された一定時に諸君の學習されたことに就て行はれるのであります。社會學校の試験は不定時に且つ諸君の學習せられな

いことに就て行はれるのであります。この試験に及第し勝利者として立つて行くには如何なる覺悟を要するか、これに就いて一言して諸君に對する餞の辭とし度いと思ひます。

社會生活に於ける勝利者たる爲めに不

斷の勉強を要するは言ふを俟たないどころであります。諸君は從來以上の努力を以て徹底的の研究をして新任務に當らねばなりません。而してその際に最も注意しなければならぬことは本學の校歌に所謂「人格の向上、正義の奉仕」であります。カントの言つて居ることに次の有名な文句があります。即ち「考へること屢にして且つ長き程常に新に増し來る感嘆と崇敬とを以て心を充すものが二ある。それは我が上なる星の輝く空と、我が内なる道德律とである」と云ふのであります。カントの禮拜堂の壁に誌されてあると云ふことであります。人が果して先天的に道德律を有するや否や、孟子は「惻隱之心人皆有之、羞惡之心人皆有之、恭敬之心人皆有之、是非之心人皆有之」と言つて居りますが、人性の果して善なりや否やの問題は暫くこれを措きまして社會に立つて居る通常の人が正不正の判断を爲す能力を有することだけは争ふべからざる事實であります。然るにも拘らず、世間には不正を行ふ者も少くないのは多くは卑近な巧利的の考から目前の利害に依つて心ならずも

正道を離れるものであると思ひます。併しながら斯くの如く正道を離れた者に最終の成功を遂げた例は殆ど絶無である云つてよいのであります。西郷南洲の遺訓中に斯う云ふ文句があります。即ち「事大小と無く正道を踏み至誠を推し一事の詐謀を用ふ可からず。人多くは事の差支ゆる時に臨み作略を用ひて一旦その差支を通せば後は時宜次第工夫の出来る様に思へども、作略の煩ひ屹度生じ、事必ず敗るるものぞ。正道を以てこれを行へば目前には迂遠なる様なれども先に行けば成功は早きものなり」とあります。蓋し功利的に考へましても世事は非常に複雑でありまして眞の利害を判断することは人間としては畢竟不能でありますから不正の判断に依つて事を行ふことが終局に於て大なる利に歸するのであります。換言しますれば常に正不正の判断に依つて事を行ふ者が最終の成功を遂ぐるのであつて、利不利の打算に依つて行動する者は多くは失敗するのであります。而して正不正の判断に依つて正道を踏んで事を行ふ以上假令世俗的意義に於ける大なる成功を得ないとする

も俯仰天地に愧ぢず自ら願てその生活の意義のあつたことを知り得るのであつて眞に尊い又愉快なことであると思ひます。近頃の世事を観察しまするに正不正に依らず却つて利不利に依つて行動する者必ずしも少くないのであつて世道人心頗る憂ふべきものあるやうに感ぜられます。諸君は學門を出で社會生活に入らるるに當つて只今述べましたことを心に銘じ、片片採るに足るに足らざる俗人の爲すところに倣はず滔滔たる濁流に染むことなく、常に正不正の判断に依つて行動し以て最終の勝利者として見事に社會學校を卒業せられんこと今日我が關西大學を卒業せられたると同様ならんことを囑望する次第であります。

も俯仰天地に愧ぢず自ら願てその生活の意義のあつたことを知り得るのであつて眞に尊い又愉快なことであると思ひます。近頃の世事を観察しまするに正不正に依らず却つて利不利に依つて行動する者必ずしも少くないのであつて世道人心頗る憂ふべきものあるやうに感ぜられます。諸君は學門を出で社會生活に入らるるに當つて只今述べましたことを心に銘じ、片片採るに足るに足らざる俗人の爲すところに倣はず滔滔たる濁流に染むことなく、常に正不正の判断に依つて行動し以て最終の勝利者として見事に社會學校を卒業せられんこと今日我が關西大學を卒業せられたると同様ならんことを囑望する次第であります。

最後に大學豫科を修了して學部に進まれる諸君に對しては準備の課程を卒へられたことを祝福すると同時に將來は一層自主的の考を以て専門的學問の研究を勵まれんことを希望致しまして今日の式辭を終ります。

### 價値の本質に就いて

(マックス・シェラーの價値概念に關する覺書の其一)

關西大學教授 武内省三

#### 序

マックス・シェラーが其名著「倫理學に於ける形式主義と實質的價値倫理學」第一部に於ては行論を先づカントの形式主義倫理學の内に宿る缺點の指摘より起し、徐徐に彼の企圖する實質的價値倫理學の理念を開展して居る。彼の斯る實質的價値倫理學はニコライ・ハルトマンの言の如く他のカントの形式主義の批判たるに關する物ではなく一實に價値領域の門を開いた物として破天荒な事業と賞讃せらるるであらう。(N. Hartmann; Ethik, Toronto) 又他の一面に於てはウィットマンの如くシェラーはカント倫理學の否定と共に他の種類の實質的倫理學、即目的論的倫理學の成立し得る所以をば見逃したと言ふて彼の主張の一面性を批難する人もあるであらう。(Wittmann; Max Scheler als Ethiker, S. 111)

なる「善」の概念を捕ふるに適しない物であるこの理由の元に倫理學として否定せられたのである。然らばカントの斯る態度は果して正しいであらうか。シェラーは之に對して如何にも「財」Güter 及「目的」Zweck が後天的である事をばカントと共に是認する。彼も亦先天的なる倫理學の建設を企てる以上、然らばカントと共に形式主義の道を辿るであらうか。否彼はカントがアプリアリをば「形式的」同一視し「實質的」の悉くをば後天的の同一視する事に反對し、實質的にして然かも先天的な價値原理の反する事を主張するのである。之れ彼の實質的價値倫理學の領域をなす物である。

#### (一)カントと財倫理學

カントは倫理學の基礎づけに於て先づ財倫理學を排斥した。特定の「財」は假へ其が「現存する社會の幸福、國家、教會、文化、文明」(のよ)等であらうとも、其自身「善」言ふ事は出来ない。之等の存在物が善言はれ惡言は批難されるも之れ總て歴史の偶然に基く物であり其評價が如何に相對的であるかは餘りによく熟知せられた事柄である。我々は斯る歴史的に善或は惡と評價づけられた財貨の諸特徴を歸納する事に依て善惡の概念を知る事は出来ない。カントは言ふ(註)。此點に於てカントは蓋し正しい言はなければならぬ。

(註) シェラーは財倫理學の概念を説くや目的倫理學と全然混同して居る様に思はれる (Formalismuse, S. 4—5. Wittmann; S. 13)

ので私は爰にシェラーの解釋を幾分異つた私自身の解釋を下して置く。

然しながらカントの此の考方には重大な缺點が指摘せられる。其は斯る財に於て現はるる

「價值」自身をば *Categorische* 財に同一視して後天的な物に認め之を倫理學から排斥しやうとした點である。斯る思想は實に「價值」をば「財」から獨立し其に先行して獨自の存在を持つ純粹 *Qualitative* 或は *Phänomene* の世界である事に氣づかなかつた事に基く謬見である。

若し(一)價值概念が獨立の *Phänomene* の内に見出さるる代りに、財から抽象によつて得らるる物であるか或は又(二)價值概念は物としての財が我事に事實上働いた結果生ずる不快、不快の状態から知り得らるる物であるならばカントの斯る考方は正しいかも知れない。然かも事情は左様であるとはカントがなした「無言の前提」の一つであつたのである。

(S6) 然しながら斯る前提の理由なき所以をシェラーは鋭く論究する(S72)。其結果カントが *Güter* 及 *Zwecke* をば倫理學の領域から排斥するのを彼は是認するが其と同時に財や目的から獨立して存する實質的な價值迄も共に排斥するのは正しくないと言ふのである。カントは實際に證明した以上の事をなす者である(S6)。之れカントが財倫理學の檢覈に於てなした重大なる錯誤の一であつた。

(二)カントと目的倫理學

カントは次に目的倫理學を排する。目的倫理學とは或る特定の目的を善或は惡とし此の目的を實現する爲めに參與する人間の意思や行動をば、其手段として善或は惡の價值に與らしめやうとする立場である。然しながら此立場も又誤りなきを得ない。何となれば第一に特定の目的を善か惡か評價するところに既に善惡の概念が豫想されておるからである。特定の目的は勿論、其特定の目的を實現

する事其自體は決して善でもなく又惡でもない。唯道德的善惡の標準に照らされて初めて特定の目的が善ともなり惡ともなる。神の目的たるが故に善なるに非らず、道德的善なるが故に神の目的として惡魔の目的から區別せらるるのである(S5)。故に善惡の概念は決して經驗的に善か惡か評價せられたる目的の特徴を歸納して得らるる物ではない。カントは斯く考へたが故に目的倫理學をば否定し、善惡の概念は目的決定の形式の内のみ見出され得るを考へるに至つたのである。然しながらシェラーはカントの斯る考方の内の一の缺點を見出した。即カントは「目的」は經驗的概念であるから其は先天的倫理學から驅逐せらる可しと言ふ。從て先天的な善惡の概念は行動や意欲の決定の形式からのみ得られると言ふ。然しカントは明かに意志には經驗的な目的から獨立に、又目的に關する何等の表象も認識も持たずに、然かも尙一定の價值方向 *Weirichtung* が與へられて居る事を見落したのである(S6,50—61)。斯る價值方向こそは實質的であると共に先天的である。シェラーは爰にも實質的價值倫理學の成立し得可き領域を見出すのである。

二

今迄考察し來つた所を振返つて見るにカントが先天的倫理學をば形式的倫理學と同一視せざるを得なかつた誤の源は實に「財」や「目的」から獨立した善惡の「價值」其物が先天的に與へられて居る事實を見落した點であつた。從てシェラーの企てがカントの形式主義倫理學を排斥しながら尙先天的倫理學を建設する事にあるならば當然此のカントの見落した「價

値」の概念から進められなければならない。實に斯る「價值」自體の概念こそはシェラーの實質的價值倫理學が其上に築かる可き基礎的概念である。シェラーの思想研究は此意味に於て「價值」自體の研究から先づ初められなければならない。然る後に善惡の價值は價值の一種として他の價值と如何なる關聯に立つかの問題に迄進んで行く可きである。

三

「價值」の本質を見究める爲めに先づ簡單なる例から出發しやう。我が *ベートーヴェン* の音樂に耳傾ける時其曲を構成する音が何であるかを其音の高低、強弱、音色、調子等に就いて知らなくとも、……即音に關する「認識」がなくても……尙其音の「美しさ」の價值を感じる事が出来るであらう。否 *ベルグソン* の言ふ様に其音の一つ一つを分析し之に就いて認識しやうと努めなければこそ其「美」價值を感じる事が出来るのであらう。之を全然同様な事が繪畫に就いても亦語られる。描かれた物象が何であるかを、又其物象の物理的構造に關する科學的認識(經驗)を持たなくとも尙其形が色色かに宿る美を我我は感ずる事が出来るのである。否時には斯る名畫の前に立つて其名畫の觀照から得られる「美」の價值感情が何に基くのか、即色彩に基くのか、其形も又形狀、物象相互間の關係、或は又其形も畫材其物に基くのかさへ判らない事が稀ではない。換言すれば美的意識の對象が何であるかに關する何等の「認識」なくして尙美的意識はあり得るのである。一個人の面前に出た時其人に對して感ぜらる親しみの念、或は畏敬、崇高、偉大、或は又野卑の感じが此人の口よ

り出づる言葉、容貌、動作、態度等の何れに基くかの明かでない場合も亦之と同様である。之等の例に於て我が學び得る事は我我の體驗する各種の價值感情は價值の運載者に關する認識から全然獨立に起り得ると言ふ事である(S13)。之と同様な事は「目的」につけても考へ得られるが其の詳細は後に譲る(*Siehe* S3)。シェラーが「價值」は後天的な財より獨立にして先天的に與へらるる言ふのは此意味である。財は如何にも後天的であり、經驗的であらう。然し價值は少くも價值感情の内には「認識」なしに成立し得る。價值が先天的に與へらるる言ふ時、其「先天的」の意味は財に關する「認識」或は「*Sezung*」に對して獨立或は其以前の意味である(S43)。否財は斯る先天的に與へられたる「價值」の物的統一 *Dinghafte Einheit* として成立する意味に於て(S15)價值は「財」に對し先天的である。財は價值あつて初めて成立するのである(S72)(S15)價值は財に對し先天的である。(S72)財は價值あるが故に「財」になるのである。

四

從來「價值」の本質に關して様様の誤まつた考方が多かつた。斯る誤つた考方を大別すれば價值をば客觀的存在即「物」の側にあると見る立場、主觀的存在、即價值體驗其物と同一視する立場の二になる。然しシェラーは之等の考方の何れにも反對して價值をば主客兩世界を超越した獨立の「對象」の世界に見做さうとする(S10)其は恰度 *Fussall* に於ける「本質」の世界に相當する物であつて (*Ideen* S11) 之を第三領域と叫ぶ事によつて最も

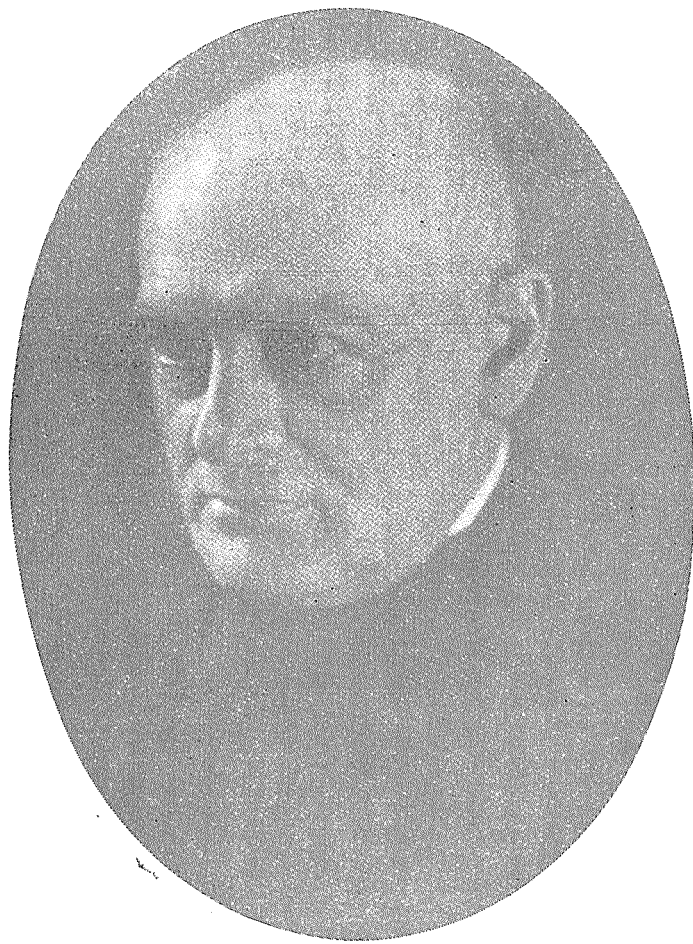


よく其事情を明瞭ならしめることが出来やうから思ふ。

先づ價值をば客觀的に存在する「物」Dingに同一視する立場から考察しやう。元來シエラに於ては「物」Ding「財」Güter, Sacheの三つの概念は明瞭に區別せられて居つて決して混同する事が許されない。「物」は「認識」の對象としての「本質」の物的統一 Dinghafte Einheit であり「財」は感情の對象としての「價值性質」の物的統一 dinghafte Einheit von Wertqualitäten resp. Wertverhalten (S.15) である。然るに Sache は「物」にして同時に價值の宿れる「財」である。其は自然的立場に於て與へられる (S.17) wertvolles Ding (S.17) である。以上の如く嚴密に規定せられた用語に従つた「物」なる概念をば價值と同一視する立場は許さるであらうか。斯る立場にあつては價值を宿す「物」、例へば美しき物、善き人、高價なる物品其物等は或は其等の外面的に現はるる共通特徴をば價值其物と見做さうとする物である。從て例へば善惡の價值をばよき人々の共通特徴として之等の人人の屬する團體、宗派、階級等と同一視するに至るのである。然しながら斯る「物」の「價值」を同一視する立場が全然許容し得ないのは看易い理である。何となれば價值は感情の對象であつて認識の對象でないにも係らず認識に於て規定せられた概念を以て價值と見做すのは許し難いからである。價值をば價值其物として内面的に把握しやうとしないで價值の領域外に立てる共通の特徴 (S.17) を以て見やうとする物は價值の本質を把うる所以ではない。價值は後に述ぶるが如く純粹なる感ぜら

るる Phänomene として直觀的に與へらるる物であり (S.9) 決して「物」ではあり得ないのである。シエラは斯る立場をばバリサイ主義と稱して排斥する (S.10)。

意慾する存在に働く場合に「價值現象」が意識の内に發生するを説くであらう。然し此議論は成立する事は出来ない。何となればかかる論者は斯る自然的な「力」其自身を價值と言ふのであらうか。其も斯る自然力に依て惹起せられたる結果としての意識の求めて之を自然的力なる不明瞭な概念に歸せしめて依て以



士博一ラエシ・スクツマ 授教學大ナルケ

るる Phänomene として直觀的に與へらるる物であり (S.9) 決して「物」ではあり得ないのである。シエラは斯る立場をばバリサイ主義と稱して排斥する (S.10)。

或は「性質」であるを見る立場がある。然し此立場も亦誤である。何となれば先づ此立場に於て主張せらるる「力」は何を意味するのであるか。第一に斯る力をば「物」の内に具はるる自然科學的な力、例へば重力とか凝集力と見、之等の「力」が他の自然科學的物體に働いて發生する因果關係の特殊な一場合として情感一

て之を説明しやうとするのは本末顛倒ではないか。殊に體驗の原因を體驗ならぬ物に求める事の誤なるは言ふ迄もない。我我は唯音や色彩を媒して美的價值を感じるのである。若し外的な自然力が我我の感覺機官を通じて「價值」の感情を惹起す原因であると言ふならば價值感情の大小は力の大小に正比例するで

あらう——又音ある所、色彩ある所美を感じない人が有り得ない筈である。殊にたり得るであらうか。其は到底不可能である。先づ體驗を純粹に反省して見やう。我我が音楽を聞き、或は繪を見つある際には同時に「美」なる價值を感じる。此時前述した如く此「美的」感情なる價值意識は價值の運載者に關する Sezung (或は認識) から全然獨立に與へられた Phänomene である。然るに斯る純粹に與へられた Phänomene こそは唯一の明瞭にして且判明なる事實である。此明瞭なる事實に更に其原因を「内容」を價值と言ふのであらうか。恐らく後者の意味であらう。自然力其自身が價值でもなく又自然力が他の物體に働きかける事其自身が亦價值でもない。唯意識の内に價值感情があるのである。自然的力は價值ではなく價值感情の原因であると言ふ位の意味ではないか。價值を自然力と見做す考は既に用語に於て誤まつておる。

然らば自然的な「力」其自身は價值感情の原因が感覺機官の刺戟に俟つと言ふならば、聾になつたベートーヴェンは音の美しさを知らない人であらう——又神は些の價值感情をも有しない事になるであらう (S.20, 64-5)。實際は音が聞ゆると共に音の認識や、感覺から無關係に、即獨立に價值意識が發生するのである。

### 五

價值をば客觀的な「物」の側に考へる事は前に述べた諸種の理由によりて不當であるが爲に次に之を主觀の側に考へやうとするに至る。即其結果は價值をば感情狀態其物と同一視するに至る。恰かも實證論者が「物」をば意識に

現はるる現象其物と同一視するのと同じ考方である。然しながら斯る考も亦誤りである。價值は現實の體驗の狀態其物ではない、現實の體驗としての感情狀態は價值に「志向」する「狀態」である。「美」は美しいと言ふ「感じ」其物ではなく斯る「感じ」の對象として「感ぜらるる當の物」である。現實の體驗は「美」を其内に含み「美」に志向する事に依て「美」の感じなるのである。比喩的に言へば價值は感情狀態の志向線上の極點である。故にマックスシェラーは次の様に言ふ。

“ Werte sind schon als Wertphänomene (gleichgültig, ob ‘ Ersehung ’ oder ‘ wirklich ’) echte Gegenstände, die von allen Gehirnszuständen verschieden sind. (S.14)彼

が「價值」をば「對象」と呼ぶのは斯る意識作用の志向する「當の物」を言表はす意味である。シェラーに於ける「價值」は此意味に於て實際意識に於て評價せられて居るものを意味するのでなく評價せらる可き其當體の意である。或人の行為に於ける「親切」と言ふ價值は彼の行為に對する私の評價其物ではない。其は彼の行為に宿る Qualitat 其物であつて多數の個人によつて夫々の立場から異なつた評價を下さるる事に依て些も價值自體が變るものではない。「親切」の價值其物は永遠に自同である。唯各個人は夫々の特殊の立場から此價值を見やうとするから時と所に於て上下の評價上差別が生ずるのである。我我は價值其物を把握するには我我の「立場」を取り去らねばならぬであらう。恰度此と同様な事が認識の領域に於ても語られる。例へば赤を規定しやうとする時自然的立場に立つ限種種の規

定があるであらう。即言語「赤」が指示する色、「物」或は其表面の色、スペクトルや色彩圓錐形の特定の順位を占むる物としての赤、私が今現に見つある赤、一定の振動数を有する色としての赤等(S.15)を規定せらるるであらう。然しながら之等の總てに於ては「赤」其物が與へられず唯單に記號に依て代表せらるるに過ぎないのである。眞の赤は此等の記號の背後にあるxである。恰かも「親切」自體の價值は各種の立場に立つ評價の彼岸のxであるに恰度同様である。此意味に於て價值其物は立場に保存する價值感情狀態を嚴密に區別せらる可き物である。感情の「對象」として「其のあるが儘」に把握せらる可き物である。價值評價の正しいか否かは實に此對象としての價值に一致するか否かに依て定まる。恰度認識の領域に於ては「赤」其物を捕ふる爲めには記號に依る自然的立場が「括弧」づけらるる事が必要である如く價值の領域に於ても「立場」を除去する事に依て「價值」自體は「所與」として、Phänomenen (S.43-47) として與へらるるに至るであらう。此意味に於て價值は「感情狀態」其物ではなく何所迄も「對象」として超越的な物である。感情狀態をば價值と同一視しやうとするのは「物」をば意識に現はるる現象其物と見るのと同じく實證論者の誤れる見方である(S.14)。

六

シェラーに於ける「價值」の概念は恰度フッサールに於ける「本質」に相應する物の様に思はれる。フッサールにあつては「本質」は自然物ではなく又體驗を超越した存在である。「本質」(第二頁へ續く)

信託制度の基調

關西大學講師 入江眞太郎

我國にては從來經濟上のトラストなる觀念は存在したが法律上の信託 (Trust, Treuhänder) なる觀念は存在しなかつた、只辛じて擔保附社債信託法が信託らしい觀念を與へてゐたがこれとても社債權者のために受託會社が物上擔保權を享有する特種な信託であつて決して一般的信託ではなかつたのである。然るに大正十二年一月一日から一般的信託を規律した信託法信託業法等が施行せられることになつて私法の範疇に於て茲に新奇なる法律制度を迎へることになつた。

然らば此新しい信託制度は私法上に於ける法律構成として果して如何なる存在の理由を有するのであるか又信託制度の存在を是認する合理的基調は何處にあるかと言ふに大體左の如き二點を擧げることが出来る。

(一) 私法上から觀察するに人の行為は岐れて二個となる。一は其人が専ら自己の爲めに行爲する場合であつて二は其人が他人の爲めに行爲する場合である、前者は利己的行爲であつて後者は利他的行爲である。私法上に於ける人の行為は普遍の場合には専ら自己の利益の爲めに行働するものではあるが例外的場合には他人の爲めに行働するものである。民法や商法の行爲法は原則として人が自己の爲めにする行為を規律する法規の集團であるが此等の法規の集團中には例外として人が他人の爲めにする行為を規律する法條も多く存在するものである。例へば著しいものを擧げるに民法の領域では代理委任寄託事

務管理等があるし商法の範圍では仲立問屋代理商が存在してゐる。此等の場合に於て代理人受任者受寄者事務管理者仲立人問屋代理商等は夫々本人寄託者委託者等一第三者の爲めに行爲するものではあるが此等の場合は孰れも直接財産權の處分又は管理に關係が無いが又は關係あるにしても他人から此等の者に決して財産權の移轉其他の處分をするものではない。此點が代理委任寄託事務管理仲立問屋代理商等に存在する普遍的缺陷であつてこれこそ信託法制の成立を促した法的要求である。詳言するに信託制度は委託者 (Trustor, Treugeber) が受託者に對して財産權の移轉其他の處分を爲し受託者 (Trustee, Treuhänder) は受益者 (Cestui que trust, Destinatär) の爲めに之を管理し又は處分する觀念であつて(信託法第一條)均しく第三者の爲めにする利他的行爲ではあるが委託者から受託者に財産權即ち信託財産 (Trust Property, Treugut) を移轉し又は處分する點が異なるのである。

(二) 次に私法に於ては財産 (Property, Vermögen) の獨立性又は恒久性を保護する規定が甚だ尠ない。民法では或財産に一定の獨立性又は恒久性を附與せんとするには財團法人の制度に準據する外はない。假令民法上組合財産の觀念や又商法上營業財産の制度が存在してゐても此等の法律上の構成では當該財産を其財産歸屬者個々の財産(主たる財産 Hauptvermögen) から分離し且つ其財産歸屬者個々の債權者の執行行為から之を保護する様獨立性を有せしめることは出来ないし加之當該財産に變更があつても尙ほ時間的に其存

續を必要とする恒久性を具備せしめることは不可能である。

そこで財團法人設立に必要な寄附行為等三謂ふ如き面倒な手續を執らざるも（民法第三十九條以下参照）簡單に或財産に一定の獨立性之恒久性を與へ以て經濟上の各種の目的例へば委託者自身の老後の爲めか又は委託者の子孫の教育の爲めか或は又學校病院圖書館等の建設の爲めか——を達成せしめる法的構成を要求することになる。

信託制度は結局此法的缺陷に基く必要から生じた法律現象であつて委託者が信託行為に因つて財産権を委託者に移轉する（信託法第一條並に第六十八條以下参照）當該財産は信託財産として受託者の個有の財産から分離した特別財産（Sondervermögen）を構成ししかも此信託財産は委託者の欲する一定の信託目的の爲めにのみ存在する目的財産（Zweckvermögen）なるものである。斯の如くにして此信託財産は完全に委託者の個有財産から分離存在し（信託法第十五條等）信託財産は受託者個有の相續財産に加入せられず（信託法第十五條）又受託者固有の債権者のため強制執行又は競賣を受けず（信託法第十六條）加之信託財産の管理處分滅失毀損其他の事由に基いて受託者の得たる一切の財産は依然として信託財産を構成することになり（これ所謂物上代位性 Subrogation である）（信託法第十四條）財産の獨立性恒久性は比較的完全に保護せられることとなるのである。

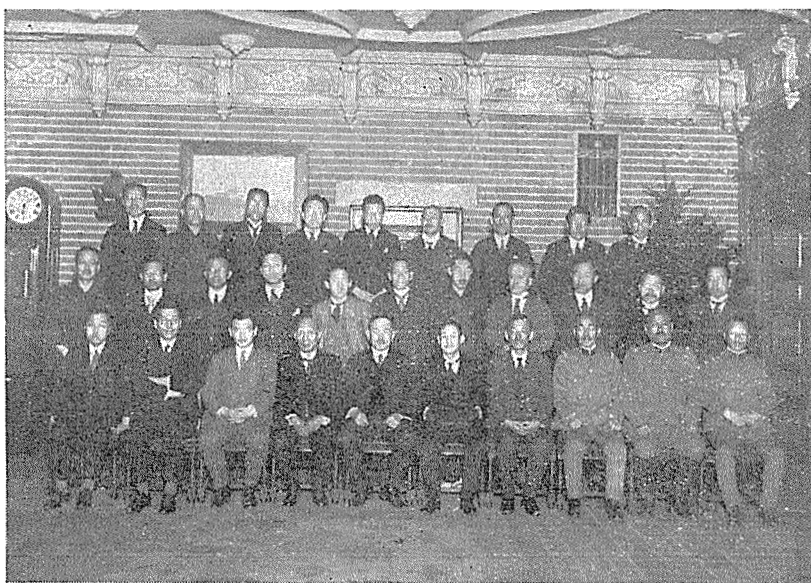
然らば信託法に規定する信託とは如何なる觀念か三謂ふに信託法第一條の規定を参照して學理的に定義するに「信託とは委託者が受託

者に對し財産権の移轉其他の處分を爲し受託者が一定の目的に従ひ之れを他人の爲めに又は特別な目的を遂行する爲めに管理又は處分を爲すことを謂ふ」と定義することが出来る。今此定義に従ふに信託は次の如くに分析して説明せられ

（一）信託とは委託者が受託者に財産権の移轉其他の處分を爲すことを必要とする。而して財産権（Vermögensrecht）は金銭的價值を有する權利であつて物權債權は勿論特許權意匠權實用新案權著作權商標權等の無體財産權（Immateri-algutrecht）又は礦業權砂礦探掘權漁業權入漁權等を意味するものであつて斯の如き財産権を委託者から受託者へ其主體を變更するのが信託法第一條に所謂「移轉」であつて又擔保權たる質權抵當權地上權永小作權地役權等の設立は信託法第一條に所謂「其他の處分」である。

（二）信託とは他人の爲めに（On behalf of

another）又は特別な目的を遂行する爲めに（For the accomplishment of some purpose）財産権の管理又は處分を爲すことを必要とする。然る上は信託には（イ）他人の爲めにする信託（ロ）特別な目的を遂行する爲めにする信託の二種



（照參報内學號前） 影撮念記會睦親山里千

が存在することになる。他人の爲めにする信託とは受託者から見て他人が——即ちそれが委託者自身であつても即ち公益信託若くは委託者又は受託者以外の第三者であつてもよいが（即ち他益信託）——受益者である信託であつて此種の信託は結局私益信託（Private Trust）である。之に反し特別な目的を遂行する爲めにする信託とは祭祀宗教慈善學術技藝其他公益を目的とする信託であつて此場合には前述の私益信託の場合に於ける如くに特定の受益者といふものが無いから「他人の爲め」なる觀念は全然存在する餘地がない此種の信託は即ち公益信託（Public Trust）である。

（三）信託とは受託者が一定の目的に後ふことを必要とする。信託に於ては委託者は一定の目的即ち信託目的（Object of trust, Treuzweck）に従つて財産権の管理又は處分を爲すべきものであつて信託の設定には財産権の移轉又は其他の處分と共に之に伴ふて受託者は委託者の定めた一定の目的に従つて財産権を管理し又は處分すべきものである。

信託の目的は委託者が信託に因つて達成せんとする經濟上の目的に従つて千差萬別であつて私益の爲めであることがあり又公益の爲めであることもある。私益の爲めであつても或は老後の爲めにする場合もあり或は子孫の教育の爲めにする場合もあり或は又親族を扶養する爲めの場合もある。又公益の爲めであつても或は圖書館學校等建設の爲めにする場合もあり或は病院等の建設の爲めにする場合もある。

次に以上に述べた信託は信託法に所謂信託であつて従來我國に行はれ來つた信託行為（Fiduziarisches Rechtsgeschäft）とは全然異なるものである。就中信託法に所謂信託と賣渡擔保（Sicherungsübertragung）とは其觀念を異にするものであるに拘はらず此兩者が同一の法律的構成なるかの如く議論せられるのは甚だ遺憾である。私は本稿に於て信託法に所謂信託と賣渡擔保との性質を詳細に議論する餘地を持たないが此二者の區別を簡單に指摘するに次の如くに謂ふことが出来る。即ち信託の中で賣渡擔保に似た信託は私益信託であるが此私益信託に於ては受託者は受益者の爲めに信託財産を管理し又は處分すべきものであつて受託者は受益者を兼ねることは出来



### 學 內 報

#### 卒業式並修了式舉行

ない(信託法第九條)從て私益信託にあつては「他人の爲めになる觀念は信託の成立に必要な條件である。然るに賣渡擔保にあつては財産權の讓受人(債權者)が賣渡擔保の目的物を管理し又は處分するのは債權擔保の爲めであつて債權の擔保は結局自己の爲めにするに外ならぬから賣渡擔保の場合には債權者から見つて決して「他人の爲めに」なる觀念は存在せぬものである。

今信託法に所謂信託と賣渡擔保が性質上差異あるものとするに基いて二者の間には左の如き效力上の相違があることを見出すものである。

(一)信託に於ける信託財産は受託者が死亡しても其相續財産に屬せないが(信託法第十五條)賣渡擔保の場合では債權者たる財産權の讓受人が死亡すると其賣渡擔保の目的物は其者の相續財産を構成し相續人に移轉するものである。

(二)信託に於ける信託財産に對しては信託前原因に因つて生じた權利又は信託事務の處理に因つて生じた權利に基くの外は受託者個々の債務其他如何なる債務の爲めにも強制執行又は競賣を爲すことが出来ぬが(信託法第十六條第一項)賣渡擔保に於ける賣渡擔保の目的物に對しては債權者である目的物の讓受人自身の個々の債權者でも之に對して強制執行又は競賣が出来ることになる。

(三)信託の場合に受託者が信託財産を失當に處分すると受益者委託者等は其受託者に對して損失の填補又は信託財産の復舊を請求することが出来るのみならず(信託法第二十七條

(第廿一頁)續く)

本學學部第四回、専門部第四十回、附屬關西甲種商業學校第十三回、同關西大學第二商業學校第三回各卒業式並に大學豫科修了式を三月二十日午前十一時から本學千里山學舎講堂に於て舉行した。

定刻本學教職員、校友その他の關係者は固より、朝野貴紳の來賓多數參列の裡に開式、先づ松本學長の手から卒業證書、修了證書並に各種の賞狀、賞品が授與せられ、更に同學長の式辭(第二頁參照)、水野文部大臣、田邊大阪府知事、關大阪市長、手塚評議員總代、吉田校友總代の各祝辭、若林學部在學生總代、吉田専門部在學生總代、竹島關西甲種商業學校在學生總代、廣瀬關西大學第二商業學校在學生總代の各送別の辭、小角學部卒業生總代、村田専門部卒業生總代、渡邊關西甲種商業學校卒業生總代、柴田關西大學第二商業學校卒業生總代の各答辭があり、最後に學歌、校歌を合唱して盛大に式を閉じた。因に祝辭の主なるものを左に摘録する。

#### 文部大臣祝辭

卒業生諸子、方今文化の發達に伴ふて社會の組織漸く複雑に赴き、世局の推移、人心の變化得て測るべからざるものあり。是故に諸子活動の範圍亦益廣きを加ふ。是時に當り社會は斯界専門の知識と素養とを具備せる人材を要求するや切なり。諸子は本學に於て修得せる智徳と素養とを以て社會の

要求に應じ、新銳の意氣を抱きて將に大に爲すあらんことを、亦以て人意を強うするに足れり。望むらくは諸氏克く本學教養の趣旨を體し益學を究め身を修め國家有用の器たらんことを。

昭和三年三月二十日

文部大臣 水野鍊太郎

#### 大阪府知事祝辭

關西大學學部第四回、専門部第四十回並に附屬關西甲種商業學校第十三回及び關西大學第二商業學校第三回卒業證書授與の盛典を舉げらるるに方り一言所懐を陳ぶるは予の最も欣幸とするところなり。

惟ふに方今列強競うて力を學術の研鑽と人文の開發とに致し新興の機運方に鬱勃たるものあり。この間に處して外世界の氣勢に伴ひ聯盟平和の實を舉げ内重厚堅實の氣風を振作して國力を充實し以て國運の伸張を期せざるべからず。

この秋に方り諸子多年勉學の功空しからず今や本學の課程を卒へ各その志すところに向はれんことを。諸氏の前途多望なると共にその貴重且つ大なりと謂ふべし。諸氏克く本學教養の趣旨に遵ひ勵精身を修め忠實業に服し各天賦の才能を盡し以て國運の進展に寄與せられんことを望む。

茲に所懐の一端を述べて祝辭とす。

昭和三年三月二十日

大阪府知事 田邊 治 通

#### 大阪市長祝辭

本日茲に關西大學學部第四回、専門部第四十回及び附屬關西甲種商業學校第十三回並に關西大學第二商業學校第三回卒業證書

授與式を舉げらる。惟ふに本校創立以來校運年々共に盛にしてその間幾多の人材を教養し文運の進歩に貢獻せられたることを甚だ大なり。今又この盛典を舉げ更に有爲の人材を輩出せられたるは單り當校の聲譽たるに止まらず實に邦家の爲め欣賀措く能はざるところなり。

夫れ文化の進展は教育の振興に因りて青年の智徳を向上せしむるに在り輓近世局の大勢愈文明の根柢を涵養するの最も緊切なるを覺ゆるの時に當り卒業生諸氏は多年研鑽の功を積まれ智徳共に進み將に社會の實務に就かれんことを。諸氏の前途や多望なりと謂ふべし。冀くば諸氏益その志すところを操りて將來の大成を期せられ以て本學教育の本旨を完くせられんことを、一言を叙して祝辭と爲す。

昭和三年三月二十日

大阪市長 關

尙ほ卒業及び修了者數並に成績優良その他の理由に依る受賞者數は左の通りである。

- |                |      |
|----------------|------|
| 卒業並に修了者數       |      |
| 法文學部法律學科卒業業者   | 四七名  |
| 經濟學部經濟學科卒業業者   | 一三名  |
| 同 商業學科卒業業者     | 三名   |
| 専門部法律學科卒業業者    | 一〇八名 |
| 同 經濟學科卒業業者     | 九六名  |
| 同 商業學科卒業業者     | 一〇七名 |
| 同 文學科卒業業者      | 二九名  |
| 關西甲種商業學校卒業業者   | 一三四名 |
| 關西大學第二商業學校卒業業者 | 一三七名 |
| 大學豫科修了者        | 二〇一名 |
| 受賞者氏名          |      |



學部卒業成績佳良に依る賞牌受領者

經濟學部經濟學科 森川太郎

專門部卒業成績佳良に依る賞牌受領者

專門部法律學科 村田五一

專門部卒業成績佳良に依る賞牌受領者

專門部經濟學科 大井芳一

同 商業學科 西川英三

同 文學科 遠藤 銀

卒業成績佳良に依る山本獎學資金受領者

法文學部法律學科 小角太一郎

經濟學部經濟學科 森川太郎

同 壺田倫夫

專門部法律學科 村田五一

同 坂之上秀一

同 石山豐太郎

同 經濟學科 大井英一

同 今島實治

同 八田 薫

同 商業學科 西川英三

同 伊場信一

同 尾崎信夫

同 木下虎一

同 谷口宗一

同 山本誠一

同 西村新次

同 文學科 遠藤 銀

同 磯田賢二郎

同 三品金行

同 大學豫科修了者 沖中秀直

同 萩原 一

附屬關西甲種商業學校卒業成績優等に依る受賞者

渡邊忠吉、玉井繁一、島村丈夫、北村賢

一、田中晴次、阪本重生  
附屬關西大學第二商業學校卒業成績優等に依る受賞者

柴田徹士、端本利幸、江子多一、辻本象次郎、豊岡清孝、土肥健二、藤川魏

同校卒業成績佳良に依る賞狀受領者  
安藤大輔、岡田退一、山田傳太郎、後藤



昭和三年度卒業式

貞光、民谷敬二郎

附屬關西甲種商業學校在學年間皆勤に依る受賞者

渡邊忠吉、吉長正太郎、正井繁一、山崎惠一、矢野野芳郎、安田正信

同校本學年間皆勤に依る受賞者  
大場彌代三外二十一名

附屬關西大學第二商業學校在學年間皆勤に依る受賞者

山名哲秀、桂定一、田中利雄、民谷敬二郎、山田傳太郎

同校本學年間皆勤に依る受賞者  
川脇光雄外十二名

大阪商工中心會よりの受賞者  
關西甲種商業學校 渡邊忠吉外二名  
關西大學第二商業學校 柴田徹士外二名

### 役員會開催

三月二十三日午後四時から市内堂ビル清交社に於て役員會を開き市内天神橋筋六丁目到新築すべき專門部學舎の建築案を議決した。

### 臨時協議員會開催

三月二十八日午後四時から市内堂ビル清交社に於て臨時協議員會を開き數年に亙る繼續事業として專門部學舎新築費四拾貳萬圓の豫算を可決した。因にその第一期工事として現在福島學舎に於ける學生を裕に收容するに足る建物は明年九月までにこれを完成すべく大學當局は着着その準備を進めつつある。

### 入學試験施行

本學年度入學試験を左の通り施行した。  
學部  
四月十日から十二日まで千里山學舎に於て

施行、學科試験科目は英語、獨語又は佛語、哲學概論又は法學通論、國語、西洋史の五科目であつた。問題の主なるものは次號に掲載する豫定である。

大學豫科  
四月七、八の兩日千里山學舎に於て施行、

學科試験科目は英文和譯、和文英譯、日本作文、代數又は商業算術(但し商業學校卒業生に限り)であつたが、問題の主なるものは次號に掲載する豫定である。因に入學志願者數約七五〇名、内三百五十名に入學を許可した。

### 教員 囑任

今回左記諸氏を本學教員に囑任した。  
學部講師  
行政法 法學博士 佐々木惣一  
會社法、手形法 法學博士 竹田 省  
統計學 法學博士 財部 靜治  
政治史、外交史 法學博士 末廣 重雄  
民法總則、強制執行 法學博士 齋藤 常三郎  
破産法 法學博士 井上直三郎  
信託法、英法 法學士 本莊 鐵次郎

英語 法學士 武田 鼎一  
法制史 法學士 向 軍治  
國際私法 法學士 牧 健二  
商法總則 法學士 落合 太郎  
英語 法學士 金井 正夫  
セミナー 法學士 矢口 孝次郎  
同 法學士 正井 敬治  
國際經濟、交通政策、殖民政策 法學士 吉田 一枝  
商業數學 經濟學士 磯部 喜一  
商學士 木村 禎橘

外國政治書研究

マスター・オ 平井淳一郎

商業經營學、商業實務

法學士 賀屋俊雄

交通論

法學士 河村宣介

哲學概論、哲學演習、心理、倫理

文學士 片山正直

經濟學史

經濟學士 古川武

國文學

文學士 新町徳之

英文學

文學士 管守常

獨語、哲學演習

文學士 堀正人

商業史

文學士 大坪一

大學豫科講師

英語、佛語 文學士 井上光

法制、英語

法學士 河村宣介

經濟、英語

法學士 正井敬次

英語

マスター・オ 鈴木富三郎

同

マスター・オ アール・ティール

同

マスター・オ フィンチャー

英語

文學士 所勇

專門部講師

民法總論 法學士 和田千一

經濟原論

マスター・オ 武田鼎一

經濟通論

法學士 井上光

英語

マスター・オ 平井淳一郎

商品、商業簿記

法學士 賀屋俊雄

行政法

法學士 中谷敬壽

債權總論、事務管理

法學士 金井正夫

獨法

法學士 西村信雄

佛語、文學概論

文學士 大坪一

經濟政策

經濟學士 磯部喜一

取引所論

法學士 貴志貴四郎

英語、海外經濟事情

法學士 正井敬次

英語

法學士 本莊鐵次郎

殖民政策

法學士 神田外茂雄

英語

文學士 所勇

憲法

法學士 吉田一枝

銀行簿記、英語

商學士 矢口孝次郎

銀行簿記、英語

經濟學士 管野和太郎

新學長就任

本學學長法學博士松本蒸治氏は、昨年末より學長辭任を申出でられてゐたので、本學理事並びに協議員よりはひたすら氏の留任を懇請してゐたが、近來氏はその法律事務の方特に多忙となり傍ら關係してゐるる公務の都合もあり、その辭意動かし難く、遂に本年度卒業式に臨まれたのを最後に辭任されることになつた。就ては理事者側に於ては新に各方面に適任者を物色の結果、松本前學長推薦に依る、京都帝國大學教授法學博士仁保龜松氏を適任者認め、同氏に新學長の就任を懇請した結果、その承諾を得て今回同氏は京都大學を辭し本學學長に就任されることになつた。尙來る十八日始業式當日、氏は學長就任挨拶旁來學する由である。

本學關係代議士

當選祝賀會

過般行はれた總選舉の結果、本學關係者にて衆議院議員に當選された、岩崎幸治郎、勝田永吉、田中隆三、武内作平、内田信也、野田文一郎、清瀬一郎、廣瀬德藏諸氏の爲に關係者相寄り、本月五日午後五時より大阪ホテルに於て當選祝賀會を催した。當日は議員側より勝田、武内、廣瀬の三氏出席あり、極め

て盛會であつた。因に當日の出席者は左記の通りであつた。

板垣不二男、大鐘彦市、川崎齊一郎、垂水善太郎、黒田莊次郎、山口房五郎、増山忠次、喜多村桂一郎、砂川雄峻、松山藤雄、田川八郎以上諸氏

中村留學生の出發

既報本學留學生に決定した中村良之助氏は去る四月十二日多數先輩、學友等の見送を受け同日正午神戸出帆の郵船諏訪丸にて渡歐の途に就いた。氏は一路歐洲に向ひ當分フランスドイッの諸大學に於て專攻の地理學を研究する由であるが、吾人は茲に氏の前途を祝福するに同時にその恙なき旅行と研學の大成を祈るものである。

訃報

本學講師野口正造氏嚴父 野口又一氏 昭和三年二月十三日逝去

本學講師石濱純太郎氏母堂 石濱千代氏 昭和三年三月二十二日逝去

右訃音に接し謹んで弔意を表す。

附屬關西甲種商業學校彙報

入學考查施行 三月二十六日午前十時から本校に於て入學考查(人物、體格)を行ひ入學志願者約四百名中より二百名を選抜入學を許可した。  
入學式舉行 三月二十九日午前十時から本校講堂に於て入學式を舉行、新入學者並に保護者出席の上、垂水主事より一場の訓示あり、後各學級の編成を行ひ級擔任教諭からそれぞれ必要な注意を與へた。

新學期授業開始 四月二日午前十時から本校講堂に於て始業式を行ひ同七日より各學年共授業を開始した。

附屬第二商業學校彙報

入學考查施行 三月二十五日午前十時から入學考查(人物、體格)を行ひ入學志願者約五百五十名中から約二百名選抜入學を許可した  
入學式舉行 四月五日午後五時から本校講堂に於て入學式を舉行し垂水理事から一場の訓示を與へるに際し、式後各教室に於て擔任教諭より必要な注意を與へた。  
敬諭 囑任 左記の諸氏を新學年度から本校教諭に囑任した。  
修身、作文 中村秀光  
珠算 法學士 西田楯二  
銀行簿記 神原謙藏  
地理 土橋四三  
商事要項、地理 神代泰五  
英語 垂水誠二郎  
國語 木戸卯之助  
商業英語、外國實踐 霜村盛郷  
幾何、化學 下島光  
英語 法學士 繁森明  
算術 法學士 脇房助

新學期授業開始 四月九日午後五時から本校講堂に於て始業式を行ひ翌十日より各學年共授業を開始した。

職員懇親會 四月九日午後六時から大阪ビルディング八階食堂に於て今回關西大學留學生を以て渡歐する教諭中村良之助氏の送別宴を兼ね一夕の懇親會が催された。出席者は増山喜多村兩關西大學專務理事、垂水主事、中村良之助氏始め教職員約四十名、デザート、コーズに入るや垂水主事、増山專務理事、中村氏交換挨拶をなし午後八時盛會裡に散會した。

# 校友の面影

辯護士 作間耕逸氏  
前代議員 (明治三十五年關西法律學校出身)

「自分は母校の前身と言ふよりも寧ろ舊名の關西法律學校第拾四回の卒業生に相違ない。大阪辯護士會長の吉田音松君、同辯護士横見珙二君、この程和歌山地方裁判所検事を罷めて大阪の辯護士なられた永田良雄君(當時の舊姓沼尾君)金澤の辯護士平田金次君や大阪控訴院書記長の木下定次君達と同期の同窓である。

明治三十五年頃で北區天滿の天神裏のお寺の跡を繕ふて校舎に充てられ暗いランブでノートの筆記に難澁したのを覚えてゐる。尤も自分はいずれより先き東京の郵便電信學校を卒業した關係上大阪郵便局外國郵便課に勤務の餘暇を偷んでの準苦學である。母校を卒業するに間もなく長崎郵便局に轉任を命ぜられたが横見君其他が續續判檢事や、辯護士の試験に登第せられたのに促されて三十九年休職を乞ひ上京して、日本大學に更めて一年から遣りなほしたが圖らずもその年の辯護士試験に合格するこゝを得た。受験者四百數十名中及第者僅かに拾貳名で、その第二席を占め得たのは可成りの僥倖と謂はねばならぬ。

直ちに高木益太郎氏の法律事務所に入り四十五年以來現在の場所に獨立開業し、大正三年初めて東京市會議員に選ばれ次いで市參事會員となり、九年衆議院議員に當選して憲政會

に入り十三年再選されて本年一月に及んだのであるが民政黨の創立に参加せず、憲政會の終了と同時に無所属となり、今回の總選舉には立候補せず政界を勇退して専門の辯護士に還元するこゝになつたのである。」

これは氏に請ふて得たその手記の一端である氏は先にその多年國政に參與せる功により勳四等瑞寶章を授けられたが、氏が政界を勇退された間の消息については次の感想文に稍之を詳にするこゝが出来るやうに思はれる。



通信にて請ひたる氏の手記餘りに簡なる爲筆者の蒙氏を害ふなきやを懼るるものであるが氏の寛容幸に之を許さるれば筆者の幸である。終りに氏の自愛加餐を祈り、層一倍の勞を邦家公共の爲に切望して止まざる次第である。

## 株友内田重成氏貴族院議員に任ぜらる

「兩兔を趁ふて一兔を得ずは自分の過去にも當符つた訓言である。これからの政治家たらむとするものは一層の實力を備へねばならぬ。茲に實力は辯力若くは財力も體力もを兼ね備ふることだ。其上政務又は黨務に没頭する時間を有たねばならぬ。進んでは一身一家の生活を犠牲にし社會大衆の味方となりて奮闘せねばならぬ。市井の一辯護士を以て本業とする今の自分には之を全ふし能はざる事がある。姑く諦めて潔く退却したに外なら

ぬ。」文意明快、行動總て斷乎たる決意に從ふの人たる氏の御氣象の躍如たるものがある。よく伸ぶ者の屈するに思ひ到れば機到つて更に勇歩を踏み出さむとする氏の颯爽たる英姿描くが如く筆者の眼底に浮ぶものがある。「更めて申す程の趣味を有しない。只少許り俳句を作り和歌を好む位、但音曲を耳にするのは何よりの楽しみだ。この邊も政治家さなるには或は不向かも知れぬ」と趣味を述べて因はれざる所を示してゐられる。

東京在住校友内田重成氏(明治三十二年關西法律學校出身)はこの度勅選議員として貴族院議員に任ぜられた。ここに同氏の爲めに慶祝の意を表するに同時に、氏が今後益國政に盡瘁せられんことを庶幾する次第である。(この項校友彙報)

## 千里山俳壇

朝冷選

- 商三 木津まさる
- 豫一 廣田弘應
- 竹崎無窮堂
- 白川千代治
- 讚岐
- 冬木宿出づれば四山雪の晴
- 冬木立馳け入る犬を呼びにけり
- 靄すりや山茶花に雨到る日に
- たえ／＼暖松ある枯野哉
- 松の風冬めきにけり天龍寺
- 咳きにつく天彦や冬木徑
- 山内に茶の花日和つゞきけり
- 露の輪をはろかにながめ日南ぼ
- 茶の花や三千院の岐れ道
- 丹波路やじぐれ明りの山つゞき
- 満山の杉く／＼と霜夜哉
- 冬の雨蔭の底の茨の實
- うち晴れて隈なく落葉掃く日哉
- 鷹の輪の下に夢蒔く日和哉
- (須磨) 經塚に松の影おく冬日哉
- 鳴鳴くや月をあげたる比叡山
- 大阪 西 本 水 明
- 春泥や朝日輝く涼
- 水ゆるむ柳の枝は空をさす
- 追加 朝 冷
- 川岸にあげたる砂の朧かな
- 川下やおぼろに燈し船が、り
- 當季雜詠募集
- 句數制限なし、用紙半紙、封皮には必ず「千里山俳句」と朱記の事
- 送稿先
- 大阪市東淀川區中津濱五の三二
- 有 田 朝 冷 宛

# 校友彙報

## 校友會春季大會

去る三月二十日學部第四回專門部第四十回卒業式終了後、午後五時から新卒業校友歓迎の意を兼ねて本學校友會本年度春季大會が市内北區中之島中央公會堂に於て開催せられた。出席者は學長、專務理事その他本學役員を始め新舊校友約二百五十名、初め餘興の手工品、曲藝等に打興じ後一同食卓についた。

デザート・コースに入つてから松本學長は立つて一場の挨拶を試み、本年度の校友會常議員を指名して満場の拍手裡に着席した。次いで砂川協議員の挨拶あり、出席者各自歓談を交へ午後八時盛會裡に散會した。

當日決定した新常議員は次の通りである。  
 伊藤新治(昭三天法)、和田干一(講師)、高村久之助(明三九法)、内藤正剛(明三七法)、村尾靜明(明三七法)、村田吾一(昭三專法)、山崎敬義(天一大法)、木村森藏(明四一法)、森下政一(堆・講師)、關豐馬(明四四法)以上諸氏(イロハ順)

## 校友會名古屋支部春季總會

去る三月十八日校友會名古屋支部にては春季總會を開催し、故大原支部長の後任として名古屋地方裁判所部長坂口清氏を満場一致で推舉する所があつた。當日は母校より野村吉藏氏も參會し頗る盛會であつた。尙同支部會員名簿會則の變項事項等は後報ある由である。當日選任せられた幹事三名は左記の通りであ

る。

名古屋市東區千種町字元古井二三井出方

關西大學校友會名古屋支部幹事松木駒吉、平出脩吉、富田英雄

## 校友動靜

島岡幾藏氏(大九法) 豫て文部省建築課に在動中であつた氏は過般九州帝國大學會計課に轉任された。

池谷龜太郎氏(大二三法) 今般計理士登錄。

校友會春季大會



勝賀野鹿衛氏(明三四法) 此花區長より港區長に榮轉された。

石塚大藏氏(明三九法) 西淀川區長より東區長に榮轉された。

木村 稔氏(明三九法) 南區主事より浪速區長に榮轉された。

佐奈正雄氏(明三六法) 東淀川區主事兼市主事より西淀川區長に榮轉された。



校友會名古屋支部春季總會記念寄せ書き

吉崎龜之助氏(舊講師) 今回大阪辯護士會長に就任された。

丸山計一氏(昭二專商) 過般都合により第六十五銀行を辭し神戸市電氣局内共濟組合に勤務するることになった。

## 校友住所移動

芦田文一(昭二專經) 西淀川區海老江町一五四

荻野義正(天三商) 北區堂島濱通二丁目東洋紡績株式會社

松井幸治(昭二專法) 北河内郡磐船村大字松市  
 野村楠男(天三四專法) 兵庫縣武庫郡御影町  
 杉本喜一(昭二專經) 東淀川區十三東ノ町一七  
 西口喜一郎(昭二專法) 泉北郡國府村大字肥子  
 赤木喜久三(天五專法) 西成區千本通三ノ二三

## 校友逝去

昭和三年三月  
 名古屋市東區武平町四丁目一六  
 辯護士 大原 敬藏氏  
 明治二十三年關西法學科出身  
 昭和三三年三月十七日  
 此花區上福島北一丁目五  
 井上 正章氏  
 大正五年商業學科出身  
 右訃音に接し謹んで弔意を表す

## 本年度卒業新校友住所録

### 法文學部法律學科

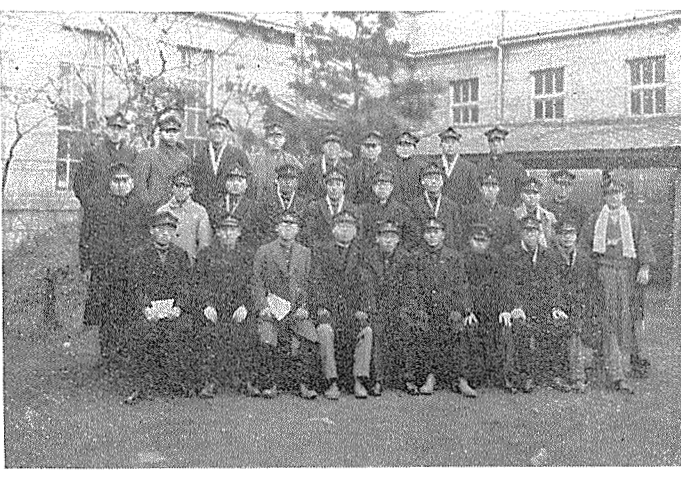
伊藤新治 山口縣佐波郡和田村大字峠二二三  
 伊木貞市 神戸市東須磨大手字上庄條二二  
 播磨 卓 天王寺區勝山通一丁目三六二二  
 原田 滿 三島郡吹田町濱田町二七二二  
 林 英次 西淀川區浦江町二六七ノ二  
 畑 敏夫 南河内郡國分村三四七  
 奥村常治郎 西區江戶堀通五丁目五七  
 大塚重太郎 北區興力町一丁目七地  
 尾崎秀次郎 兵庫縣川邊郡小田村今橋太田五仙田方  
 辛島 甫 府下豊中村北通二丁目  
 釜野博文 神戸市兵庫須佐通五丁目二一  
 榎本信夫 西淀川區御幣島町一六岡本方  
 田中恒次郎 西宮市濱脇町九〇  
 露口長一 住吉區住吉七七



辻野英太郎 中河内郡大正村字木野本  
 中山寅造 天王寺區南日東町五七小松原方  
 和田豊二 三島郡吹田町西奥道場松藏方  
 前田 愈 北區中野町五丁目三三三  
 宇都原 砂 兵庫縣揖保郡綱千町  
 野崎正雄 此花區中江町一七七  
 倉橋巖二 神戸市楠町一丁目五四増井方  
 八澤俱好 市外吹田町旭町一〇〇九地  
 數下益治 北區老松町二丁目七  
 松本實造 市外吹田町西奥町六五五  
 福原 章 武庫郡本山村野寄字七ッ塚  
 藤本卯吉 東區五町一丁目九  
 小森 竜 豊能郡箕面村櫻井四番通一丁目五  
 今藤弘三 港區築港八條通二丁目  
 甲賀徳男 此花區中江町二一〇地  
 小角太一 天王寺區桂寺町八五  
 青木誠巳 三島郡吹田町片前二九三四  
 相澤武二郎 東區五町一丁目二六佐々木高吉方  
 北島 忠雄 北河内郡古宮村字ト三二  
 喜島秀太郎 港區九條北通一丁目一〇  
 菊田慶太郎 住吉區天王寺町九二三  
 岸 源左衛門 府下天下茶屋神合六二四  
 名劍淺次 此花區上福島北一丁目一三八  
 宮田平三 南區難波新地五番町五二  
 信貴信一 京都府久世郡佐山村佐山  
 島田健治 東區宮原町四ノ三三  
 清水正秀 豊能郡櫻井谷村南力根山一九  
 森 牧二郎 北區松ヶ枝町四一ノ二地  
 平野 尙 福岡縣浮羽郡水村大字野田二ノ  
 森畦孝夫 一 京都市上京區出雲路松ノ下町一五  
 多田方  
 角野庄平 東淀川區豊野菅原町  
 經濟學部經濟學科  
 林 壽 北區中之島七丁目九  
 徳久俊次 住吉區天王寺町九五八

奥田敬三 北區神山町一  
 壺田倫夫 市外吹田町濱田二七二四  
 栗並 稔 港區池島町二丁目九二松和田方  
 黒柳 章 西淀川區浦江町四三九近藤方  
 増子一巳 天王寺區細工谷町六九  
 福田一 港區築港三條通四丁目五四  
 近藤龍雄 兵庫縣川邊郡川西村小花宗近七  
 ノ一  
 平野樽雄 豊能郡箕面村大字牧落四六一  
 森川太郎 尼崎市別所村一六四ノ一  
 森田重壽 奈良縣山邊郡二階堂村東井戸堂三  
 五九  
 經濟學部商業學科  
 伊藤祐一 港區池島町一丁目九二松和田方  
 播磨卓雄 武庫郡御影町那家字庄田二二六一  
 永井昌彦 西宮市字川西三九ノ一二  
 專門部法律學科  
 石井庄逸 中河内郡楠根村西堤三七四  
 石山 豊太郎 北區堂島濱通二丁目一一  
 伊東 章 豊能郡豊中町字櫻塚布ヶ谷九〇六  
 糸賀孝治郎 此花區春日出町中四丁目八今岡方  
 稻垣 治 神戸市能野町三丁目五八ノ一二朝  
 倉景一方  
 今井恒雄 堺市大町東一丁十六番地  
 飯田善之助 豊能郡池田町建石町三三三〇地  
 岩坂正一 天王寺區茶臼山町雲水寺内  
 井上甚七 豊能郡片内村大字牛立三〇七  
 稻富秀吉 北區大工町三九番地  
 稻井義夫 東淀川區國次町二二四  
 石崎 清 東成區鳴野町五六九  
 一柳俊雄 豊能郡池田町二八五一廣瀬方  
 伊真原 覺 北區大深町二六鐵道省大阪改良事  
 務所内昭和寮  
 稻垣順二 此花區上福島北三丁目九五中川方  
 井内正巳 西淀川區大仁町二三六ノ九九久川シ  
 ケ方

井本健一 此花區上福島南一丁目八〇  
 石井永之介 兵庫縣有馬郡三輪町三輪五五七  
 井上常義 堺市翁橋町箕谷作次郎方  
 岩倉堅吉 北河内郡諸堤村大字三島二九一  
 濱田土雄 西淀川區塚本町二三一地  
 濱田一 中河内郡布施町字東足代一七番地  
 林 義一 南河内郡藤井寺村  
 本年度學部卒業生



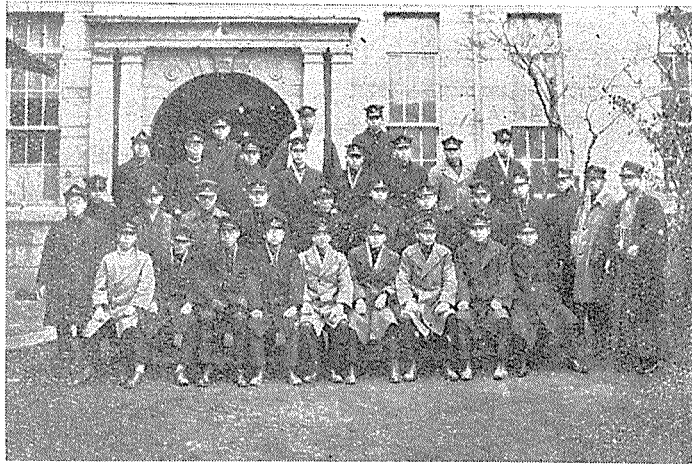
濱田利治 東淀川區三津屋町一八  
 拜野 昇 福江市楠町六丁目一三ノ六熊谷  
 康次郎方  
 花田 實 此花區四貫島嘉永町二番地花田方  
 林 佐一郎 泉北郡美木多村大字上二二五五  
 橋本逸郎 泉北郡高石町羽衣  
 半田正義 神戸市磯邊通三丁目七柏原實方  
 原 外司 兵庫縣川邊郡小田村字後野一七

半田誠治 南河内郡富田林町大字富田林四四  
 原 數男 此花區上福島北一丁目二九佐川  
 方  
 原田慶治 北區中之島二ノ一四久原合宿  
 秦 末雄 住吉區天王寺町二三二〇ノ一金森  
 又一郎方  
 西岡輝昌 天王寺區下寺町三丁目四九今村方  
 西野福市 中河内郡高井田村大字森河内五一  
 八  
 牲川敬一 天王寺區大道一丁目五〇  
 西岡光一 南區鯉谷西之町四  
 新田 覺 此花區平松町一八足立ヤス方  
 堀 武藏 西淀川區姫島町寅島一八八九番地  
 堀江啓二 東成區鶴橋木野町一七〇地  
 富澤龜吉 神戸市西須磨下濱田五倉田宗市方  
 藤後祐作 東成區中濱町一六〇  
 戸倉 要 神戸市楠通五丁目三八  
 戸澤 武 此花區上福島北二丁目三七渡邊方  
 得居熊次郎 西成區粉濱東之町二丁目三四  
 鳥井利之 東區北濱五丁目住友銀行本店外國  
 課内  
 千才登治郎 東淀川區十三東之町一九  
 岡本龍三 東成區蒲生町一一番地  
 大原清一 岸和田市宮本町一九七  
 奥本義雄 港區南境川町一丁目一番地  
 大杉慈郎 岡山市野田屋町一四五  
 大田正之 港區西田中町三丁目二五田邊淺右  
 衛門方  
 大西武夫 港區新池田町一丁目七二ノ二地  
 大石 勝 兵庫縣有馬郡鹽瀨村字生瀨四三七  
 大林正次 北河内郡枚方町一〇三三  
 岡本 武 此花區新家町一丁目五二  
 渡邊正夫 港區鶴町三丁目一七二七地  
 門田幸次 東區島町一丁目北大江小學校内  
 川口範雄 東區東雲町二丁目一五〇

鎌田滋彌 北區北扇町文化寮  
河合光卿 西澁川區浦江町七〇一水谷方  
柿迫信一 住吉區北田邊町一七五  
川端定治郎 泉北郡信太村大字尾井  
加藤協一郎 東區今橋四丁目三菱銀行大阪支店  
川崎幸正 三島郡芥川村芥川家守路一方  
加藤正夫 北區梅田町鐵道省大阪保線事務所  
吉岡好晴 泉北郡高石町北六一九〇一  
吉田近義 神戶市外西灘村上野七九井上勇方  
吉田千代一 西澁川區大仁町二四六  
橫田義徳 兵庫縣川邊郡小田村大字杭瀬堂後  
一地  
吉見 勝 此花區春日出町一五一〇二九  
橫山高光 東成區林寺町四番地  
高橋四朗 港區抱月町一丁目四一高橋寬方  
高林幸太郎 北區中崎町一七  
谷口新太郎 西區土佐堀通二丁目六中井方  
田邊健四郎 北區老松町三丁目五三平尾廉平方  
伊達彦太郎 神戶市上澤通一丁目二三竹中方  
田中淑夫 此花區四貫島元宮町一地  
玉野芳丸 天王寺區東平野町二丁目二六田原  
義敬方  
高垣博行 北區中野町二丁目一七三  
田坂茂夫 西澁川區海老江町二〇五菅德郎方  
田仲 實 西澁川區大仁町三一  
竹內敏雄 北區梅田町一九地加々美忠住方  
多久和良三郎 尼崎市西灘村三四八〇二  
竹內將英 神戶市千才町一丁目三地  
田代 屯 市外岡町櫻塚四五  
田淵 繁 此花區上福島北一丁目福島館內  
高田 昌 三島郡吹田町宮之前八九九  
塚本正一 神戶市兵庫須佐野通五丁目二地  
塚田 強 神戶市平野楠谷町一一五〇二  
辻 辰三郎 北區中崎町三六  
瀨川直市 港區八幡屋元町一丁目二八辻本方  
中塚賢治 石川縣鹿島郡西島村字須會

中塚 薰 尼崎市西本町五丁目西川方  
中村好三 東區高麗橋三丁目一地  
中村太助 住吉區天王寺町北島住宅二號  
長澤義雄 住吉區天王寺町一〇七五  
中村峰藏 南區高津町四番二七地  
中川辰藏 東區清堀町三五番地  
中津清治 東成區中濱町三七〇地  
永岡龍三郎 奈良縣北葛城郡河合村大字川合七  
一七〇三  
永田千里 港區南境川町二丁目四五內田方  
中瀬庄七 西成區粉濱町東町常盤木園內中瀬  
廣治方  
中村武雄 神戶市筒井町一〇七〇二七地  
中尾長洋 南區高津町六番三九地  
村田五一 北區澤上江町四丁目二八村田方  
村井由五郎 此花區上福島北四丁目和園方  
白井 勇 豐能郡豐中町山ノ上住友銀行致遠  
寮內  
植村信三 北河內郡四宮村大字上島頭三四  
植山信太郎 神戶市加納町四丁目二六  
有年彌一 神戶市西須磨字上地下一番地二  
〇三三  
植田一男 北河內郡四條村大字中垣內七九九  
上床定夫 住吉區天王寺町二〇一七〇一  
植田八郎 西區江戶堀北通二丁目河井榮藏方  
上岡治道 西區報南通一丁目一地  
野村敏治 神戶市再度筋一〇一番  
野田靖正 豐能郡豐中町二二三五、十五銀行  
寄宿舍內  
隈田健次 豐能郡豐中町二〇〇九  
倉持文太郎 北河內郡三郷村東橋波九九  
九徳益三 北區東野田町三丁目四五番地  
工藤義正 豐能郡豐中町四七一一番一田畑米  
吉方  
楠田邦治 東區森之宮東之町四四四小松方  
楠木 堅 神戶市會下山町二丁目四七能勢方

桑原哲夫 住吉區天王寺町二七一八  
桑原脩輔 東區谷町四丁目一植田喜助方  
矢能 巖 神戶市旗塚通三丁目三八  
山田雄二 浪速區藏前町一四三六  
山本文治 北區樋上町三二、三十四銀行支店  
內  
山下幸太郎 港區音羽町三丁目一〇幸原榮吉方  
矢野久吉 西成區西皿池町二二  
桑原哲夫 住吉區天王寺町二七一八  
桑原脩輔 東區谷町四丁目一植田喜助方  
矢能 巖 神戶市旗塚通三丁目三八  
山田雄二 浪速區藏前町一四三六  
山本文治 北區樋上町三二、三十四銀行支店  
內  
山下幸太郎 港區音羽町三丁目一〇幸原榮吉方  
矢野久吉 西成區西皿池町二二

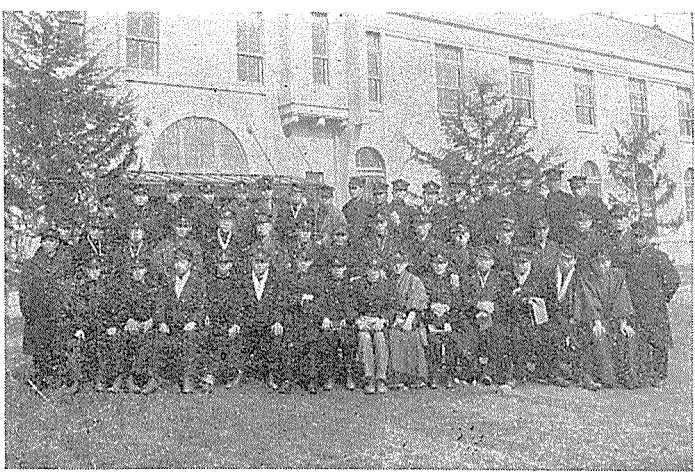


本年度專門部法律學科卒業生

山本 勉 此花區上福島中三丁目一八澤田方  
山本東洋雄 港區九條南通四丁目三一六地  
山口金藏 東區清水谷東之町四八二地  
松岡末男 東澁川區天神橋筋八丁目三三  
松浦延一 神戶市外西灘村原田三一四小谷方  
松田龍夫 神戶市楠町六丁目一一二杉谷方  
松田勘治 兵庫縣印南郡西神吉村大國二六四  
松永寛司 浪速區敷津町一丁目南平太方  
増田清一 神戶市中道通九丁目一五一一大山方  
丸木利喜造 西宮市寺後一〇七一  
福原政二郎 北區眞砂町二〇石川一方  
兒島壯市 北區東野田町九丁目四一〇五號中  
西熊七方  
近藤新次郎 此花區四貫島梅香町二二地  
國分一郎 東區左官町八二四山守俊雄方  
合田惠太 住吉區天王寺町五三五前川佐市方  
近藤政吉 兵庫縣武庫郡今津町上今津百開六  
四六西村哲三郎方  
近藤傳一 西澁川區大和田和用紡社宅  
小林秀雄 西區新町通四丁目八地森岡鐵店大  
阪出張所內  
後藤武夫 此花區下福島一丁目一倉本方  
寺井平次 西澁川區御幣島町三六三  
寺迫 廣 北區黑崎町六〇小金丸方  
荒木義雄 此花區上福島北三丁目九四、三浦  
方  
天野 猛 南區北桃谷町六二古川五十鈴方  
赤尾 保 神戶市楠町三丁目三番七田中方  
明田良造 東澁川區本庄西通三丁目一八  
淺野清一郎 泉北郡北上神村大字三木閉一  
足立一郎 此花區吉野町一丁目四一〇二植村  
方  
安藤一郎 天王寺區上本町九丁目六〇地  
赤木光造 南區空堀町四六  
旭 徹 此花區上福島北一丁目一五  
東方 猛 北區東野田町九丁目九三小野方

坂之上 秀一 西區土佐堀通二丁目八深川方  
 佐藤 保男 東淀川區今里町二五七  
 佐々木 勝也 西宮市用海町一〇五  
 坂田 佐一 東區東雲町三丁目二四一橋本方  
 佐藤 貫治 明石市二番町三三八  
 澤岡 森之助 港區八幡屋浮島町一丁目二二一書林内  
 佐藤 英敏 北區堂島濱通二ノ一一控訴院官舎前澤内  
 笹山 藤市郎 浪速區東神田町八六五橋本方  
 北 政太郎 神戶市寺田町二丁目一四ノ八二  
 銀島 萬作 南區内安堂寺町一丁目六五南法律事務所内  
 木下 繁 此花區茶園町二二〇  
 北岡 南 港區新池田町一丁目四六ノ一林方  
 北岡 致格 天王寺區勝山通一丁目東立寺方  
 溝部 秀光 神戶市下山手通六丁目一〇〇德平賢一方  
 南 清 此花區上福島北三丁目一三一武田方  
 宮元 民之助 天王寺區上汐町二丁目四四  
 三野 虎一 天王寺區上汐二丁目四四ノ一三  
 南 禎三郎 北河田郡友呂岐大字三井  
 宮岡 定光 東淀川區今里町二五七福井榮吉方  
 斯波 勉 堺市車之町東三丁目一  
 品川 武信 豐能郡小曾根村大字長島二九九〇  
 志村 一雄 西淀川區浦江町六九八地  
 紫田 保 三島郡千里村字片山  
 島村 芳雄 此花區上福島北二丁目三山田方  
 執印 正俊 此花區島屋町四〇六松下方  
 島 義男 住吉區天王寺町二三三七  
 東山 作治 西淀川區大仁町一三三  
 日高 清 南區磯谷東ノ町三〇  
 廣瀬 長 明石市上ノ丸一丁目五五一  
 森田 隆介 東區森之宮東ノ町四二三山田方  
 森井 一己 港區千島町四一

森 且盛 神戶市福原町一〇九ノ二  
 森川 平太郎 東淀川區十三西ノ町一三三  
 毛利 義貞 西淀川區野里町一〇四九  
 目代 榮吉 泉北郡高石町羽衣三九  
 關 徹夫 神戶市塚本通五丁目一七ノ一八伊澤音市方  
 隅谷 三三郎 東區岡山町三四一市川龍太郎方  
 本年度專門部經濟學科卒業生



榎原 平太郎 港區辰巳町二ノ二〇紀太ッ方  
 炭谷 太郎 東淀川區三國本町六二  
 澤井 吉之助 尼崎市竹谷新田村出屋敷八七住友舍宅江南寮内  
 專門部經濟學科  
 今島 實治 東淀川區十三西之町九六工藤方  
 今井 長二郎 堺市大町東二丁目一六地  
 石原 才榮 港區魁町五丁目一九中川寅吉方

池田 幾久 兵庫縣川邊郡小濱村米谷木戸五地  
 伊藤 秋三 北區堂島中一丁目一六大阪商業通信社内  
 伊東 辰雄 北區西堀川町三〇地  
 岩田 善男 浪速區反物町一三五三  
 猪川 俊夫 住吉區平野住吉町一粕谷佐一方  
 井澤 茂 兵庫縣川邊郡小田村潮江字前田二ノ二  
 伊 秀夫 東淀川區本庄川崎町五丁目一  
 石橋 鋼四郎 東區小橋元町一〇一  
 濱路 正久 西淀川區浦江町七一〇中野方  
 濱田 勝平 此花區玉川町三丁目二五一金澤方  
 八田 薰 福井縣鯖江町上深江六八  
 早川 信男 東成區中道町一八  
 橋詰 增吉 西成區津守町一四二  
 林 豐作 北區空心中町二丁目七九  
 西代 幹 此花區上福島一丁目二四  
 西垣 正香 西區本田町通二丁目一〇六  
 西田 政之助 兵庫縣川西町榮樓二四藤井方  
 西田 義介 三島郡吹田町西ノ庄西田大次郎方  
 西本 信三 港區九條一丁目二釜谷方  
 堀本 義登 神戶市荒田町三丁目一一二  
 大平 義雄 西成區旭南通四丁目一一五一  
 大井 英一 此花區四貫島崇安町一〇小谷方  
 岡田 武數 此花區春日出町北港住宅一號ノ五  
 奧 辰雄 北區北扇町五六文化寮  
 尾 平 澤 中河内郡八尾町八尾  
 大塚 例一 此花區上福島北一丁目一五辻方  
 尾高 清吉 三島郡吹田町濱之町四五五  
 岡村 留雄 神戶市磯邊通四丁目九三  
 渡邊 榮 此花區上福島北二丁目清靜館内  
 渡邊 順一 東區大川町九五佐野シゲ方  
 和田 忠義 港區南泉尾町一丁目九五  
 川上 繁次 兵庫縣川邊郡小田村潮江字村田四二ノ二  
 金子 篤久 西淀川區浦江町六九八

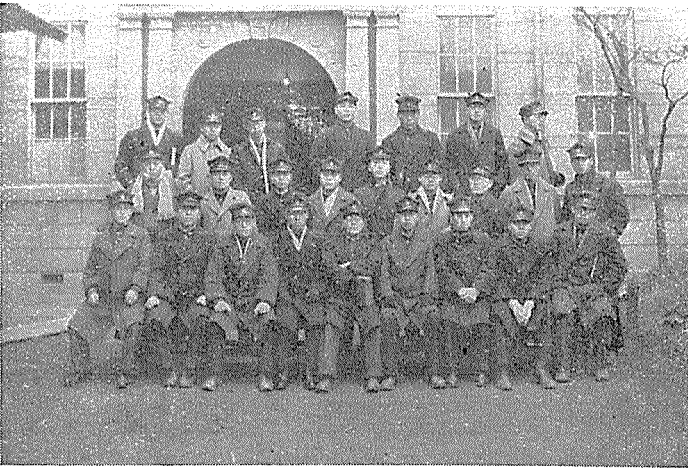
川野 勳平 兵庫縣武庫郡式木村大字大金二一三  
 川合作一 港區南市岡町一丁目六  
 川上 孝則 西成區橋通九丁目一三三  
 粕谷 榮一 住吉區平野住吉町一  
 片岡 熊雄 此花區上福島南一丁目一三〇鹽尻方  
 吉田 謙三 港區森町二丁目三一虎尾正男方  
 米田 數男 北區岩井町一丁目五〇橋詰昌緒方  
 吉川 米次郎 西區本田通三丁目一  
 吉田 金雄 西淀川區大仁町二三七後藤爲太方  
 高橋 將三郎 北河内郡三郷村西橋波五七二  
 瀧川 松太郎 奈良縣生駒郡三郷村大字立野三〇  
 高島 安三郎 兵庫縣川邊郡山田村常光寺大坂合同紡績株式會社神崎支店內  
 高岡 忠三 港區九條中通三丁目二九九  
 竹林 善三郎 中河内郡英田村吉田一二二高田方  
 曾我部 收 福岡市住吉區鐘紡川口社宅山本方  
 辻木 浩三 兵庫縣川邊郡小田村長洲字北友二八

都築 直太郎 此花區今開町二丁目三〇池田方  
 中西 一耶 神戶市下澤通七丁目二八吉田方  
 中西 陽吉 此花區下福島二丁目六七  
 村岡 慶喜 住吉區阿部野町二一〇  
 村上 義雄 西淀川區浦江町七五九小島方  
 田村 民哉 豐能郡豐中町南通三丁目  
 上坂 榮治 東淀川區十三東ノ町  
 草間 基男 兵庫縣武庫郡御影町平野一五八一  
 山部 寬 豐能郡豐津村垂水成運寮  
 山内 正義 東淀川區豐里菅原町一三四  
 八木 豊治 堺市新在家町山ノ口筋  
 山本 清市 豐能郡箕面村平尾  
 柳田 啓太郎 尼崎市西屋敷一番町六二五  
 山室 茂雄 兵庫縣川邊郡小田村潮江字前田二ノ二

- 山成勝一 天王寺區島ヶ辻町五二、十五銀行宅
- 山口宜夫 西成區花園町三ノ六七
- 前田三郎 南區上本町二ノ二四
- 松本久米一 西淀川區浦江町五七七ノ一中村方
- 藤原定雄 北區澤上江町五丁目七三田中方
- 藤川利彦 神戸市雲御所町一一
- 近藤隆雄 西淀川區海老江町一一四六
- 是枝潤一 豊能郡豐中町十五銀行寄宿舍
- 近藤高明 西區立賣堀北通四丁目二
- 安西信正 神戸市五番町七丁目四ノ一
- 阿部寛 港區五條通二丁目一〇和田進方
- 赤木榮 神戸市川西通二丁目五九原勤三方
- 澤野芳雄 東淀川區中津南通二丁目一一
- 阪本彌市郎 東區舟橋町五六
- 酒井輝彦 東淀川區本庄東通四丁目二七
- 阪口清司 尼崎市別所村八六〇地
- 佐伯三郎 豊能郡千里山四條二番町森方
- 酒井種造 東成區生野國分町七五
- 水原吉一 奈良縣生駒郡富雄村大字三碓山口方
- 三宅英男 市外豐中町十五銀行寄宿舍内
- 宮本明雄 北區中崎町一一二
- 美甘久雄 北區堂島中一丁目四一藤田方
- 島村猪之助 神戸市水室町一丁目六九
- 正司雄三 三島郡吹田町旭町一〇一六
- 島岡清 西宮市字上霞原六、三菱甲陽寮内
- 清水敬三 南區堀通二丁目五上野製糖所方
- 清水勝彦 東區山之町下町一二四
- 白川清 港區九條南通二ノ一六二森田方
- 門田收夫 豊能郡豐中町大字新免六一八
- 本家喜一 神戸市荒田町二丁目二八四ノ二
- 專門部商業學科
- 石本武雄 兵庫縣川邊郡小田村竹ノ花一〇六
- 大阪合同紡績會社神崎支店社宅一ノ三

- 伊坊信一 岸和田市堺町六二
- 稻森信吉 熊本歩兵第十三聯隊主計兵
- 飯田卯一郎 中河内郡高井田村森河内四三
- 伊藤軍一郎 兵庫縣印南郡東神吉村西井口一四二
- 濱崎 潔 東淀川區中津南通三丁目三三
- 早瀬和夫 名古屋市東區元古井二五八
- 羽矢崎 實 港區二條通四丁目三九田中菊方

本年度專門部商業學科卒業生



- 林豐吉 三島郡芥川村大字芥川三一
- 西村孝次 豊能郡豐中町豐中日本生命寄宿舍
- 西川英三 西區西長堀南通四丁目二一番地
- 西村和市 西區土佐堀通三丁目九番地秋山方
- 西村新次 住吉區天王寺町四三九
- 西村新太郎 兵庫縣川邊郡小田村長洲南畑二六
- 本庄逸郎 天王寺區東高津北之町八一
- 堀録郎 豊能郡南豐島村原田一一一八

- 豐岡博保 東成區別所町四七七
- 德野正 此花區四貫島旭町三丁目隆和炭業合資會社内
- 鳥羽秀雄 神戸市楠町五丁目一四〇
- 奥村伊太郎 北河内郡牧野村清四〇九
- 尾崎信夫 兵庫縣川邊郡小田村大字今福大田五
- 大塚豊 兵庫縣川邊郡小田村今福大田五仙田方
- 岡野弘之 北區中野町三丁目九三認館内
- 大島峰太郎 天王寺區堂ヶ芝町一〇二日吉平吉方
- 長村真一 堺市中之町東一丁目堀德治郎方
- 小椋源三九 豊能郡櫻井谷村字南刀根山
- 小田均 岡山縣淺口郡鴨方町木庄
- 脇本正太郎 西區靱中通二丁目四番地
- 上中義雄 住吉區天王寺町二七一六
- 桂德衛 西淀川區海老江町一ノ九六
- 河合省三 富山市覺中町七九
- 河原四良治 此花區新家町二丁目七九
- 河本利雄 豊能郡池田町槻木町小西藏藏方
- 神納庄一 北區興力町一丁目二八
- 賴經壽 兵庫縣武庫郡大社村甲陽園大柵方
- 吉田輝 此花區西島町北港住宅一四六ノ一
- 吉田光 此花區西島町一〇〇ノ一
- 高橋美壽夫 住吉區天王寺町一三八
- 高橋政丸 西淀川區海老江町二九〇高橋巨方
- 高谷幸吉 三島郡芥川村字芥川三八四
- 龍首一雄 兵庫縣武庫郡六甲村八幡濱田一三二
- 谷口宗一 西淀川區浦江町八八大島方
- 竹中一夫 北區東野田町五丁目七二
- 高部和男 北區曾根崎中二丁目三〇
- 田代孝 此花區上福島北一丁目三九、三村方
- 堤正義 北區金屋町一丁目五番地

- 中橋德藏 兵庫縣武庫郡鳴尾村鳴尾字東鳴尾六一
- 中山信次郎 西淀川區浦江町三二五
- 中西孝一 東成區中道町二六興澤方
- 中村義雄 此花區中江町二七番地
- 中村猛 神戸市兵庫須佐野通六丁目四八番屋敷
- 中島義一 港區尻無川北通三丁目二八番地
- 村上輝德 神戸市花隈町三四二
- 宇野利男 港區音羽町二丁目一地平本正之方
- 右遠榮一 東區北久太郎町一丁目二三
- 確井嘉久藏 西淀川區佃町二五八
- 上田辰藏 豊能郡池田町上池田三三二〇番地
- 宇仁季雄 明石市大藏町七丁目二四四五
- 信原照夫 兵庫縣小田村今福太田五仙田内
- 國政衛 東淀川區十三西ノ町四〇、三宅内
- 熊谷好 港區新池田町二丁目四六番地
- 倉重政直 中河内郡長瀬村字金岡三番地
- 黑崎英夫 浪速區舟出町二丁目一渡月堂製菓株式會社
- 安田淑二 神戸市湊川町三丁目一一番地
- 山本誠一 東區京橋三丁目一井上宗太方
- 山部吾一 住吉區住吉町帝塚山藤田銀行社宅
- 山田市雄 北河内郡四條村大字寺川
- 松廣末松 東淀川區長柄西通二丁目二四番地
- 松井重一 南區高津町二番町三番地
- 松永善光 天王寺區推寺町八五小角太一耶方
- 松本捨吉 東區森之宮西之町六〇九番地
- 牧野吾郎 尼ヶ崎市別所村日屋辻八二六
- 松本清 兵庫縣川邊郡園田村森二〇
- 松本誠 東成區今福町一七〇
- 巖斗榮 東區南本町一丁目竹村商店寄宿舍
- 深見市平 西區川口町一四ノ乙東洋捕鯨會社
- 福島正二 北區曾根崎上三丁目二八寶井方
- 藤井藤三 東成區東小橋町一四地大井さわ方
- 小島伯 北區茶屋町五二番地



近藤寅三郎 神戸市古湊通一丁目一ノ二三一  
國米龍夫 此花區上福島北二丁目二一九土井  
方

小松原三郎 東淀川區三國本町三三三  
遠藤清四郎 西區立賣堀北通四丁目二近藤方

出來島丑藏 此花區玉川町一丁目二

阿部博 此花區西春日出町一五ノ一〇

青木秀作 西區川口町東洋捕鯨會社内

天野律司 西區江戶堀北通二丁目二三水野方

安藝實 北區此花町二丁目四三

佐野武雄 西淀川區浦江町六七四堀三木藏方

坂本定義 此花區上福島北一ノ六一

木下虎一 浪速區久保吉町二八一新田帶革  
製造所

木津勝 東區清水谷西ノ町二四九服部方

北尾友治 西淀川區浦江町六二九

岸本新太郎 此花區春日出町中三丁目二番地岸  
本方

宮崎義弘 三島郡吹田町西之庄二五八三松崎  
方

三輪喜三郎 西淀川區海老江鼻川町一五五三ノ  
二

南野敬光 西淀川區海老江町一一三二久本方

右田利一 東區博勢町二丁目一五第一徵兵館  
四階一號

大西典次郎 北河内郡九個莊村大字黒原

下村監佐 天王寺區筆ヶ崎町一九中谷方

廣内誠一 此花區上福島中一丁目高室方

久松鹿治 東淀川區國次町三三三宮本方

關忠顯 港區桂町一丁目三番地

妹尾千代治 西成區有樂町四七西川宅

吹田清太郎 兵庫縣西宮市鞍掛町五三番地

末岡種藏 西淀川區佃町一六七番地

菊地信三 東成區鳴野町六四二番地辻井方

專門部文學科

磯田賢二郎 住吉區千休町一六南方

濱島久義 北區東野田町一丁目五

原田正男 西區江戶堀北通二丁目九

細坪重吉 天王寺區生玉町六八布村方

戸川一夫 西淀川區塚本町七五〇番地

大宅元三郎 港區鶴町一丁目一八

吉田松治 西區立賣堀北通七丁目一七

高崎巽 北區北扇町二ノ一

橋利雄 此花區恩貴島本町二〇二酒卷方

多治見眞孝 浪速區西關谷町二丁目一六番地

名迫軍治 泉北郡濱寺町下石津九六二住野方

中道正雄 住吉區住吉町一二七七番地

海野圓城 兵庫縣有馬郡鹽瀨村字生瀬大石内

柳川兵藏 天王寺第六小學校

松本實道 奈良縣生駒町寶山寺内

藤原利劔 此花區上福島北二丁目七二西田方

福本好吉 南區內安堂寺町一丁目七二番地

古川好清 此花區上福島北二丁目七二西田方

藤井專藏 神戸市須佐之通三丁目八番屋敷

福島博 東淀川區中津濱通五丁目三二竹原  
方

小橋久雄 西淀川區大仁町五一田中方

近藤岸雄 西淀川區大仁町一〇九

遠藤銀 三島郡芥川村川西

榎並喜藏 北區高垣町六八

東三郎 此花區今開町二丁目二三矢寺方

貞松博文 兵庫縣武庫郡西灘村畑原二〇七ノ  
一一

三品金行 此花區上福島北二丁目七二スミレ  
館

白川友三郎 住吉區住吉町三九四地ノ六

杉本信雄 兵庫縣川邊郡小濱村米谷二七

學生彙報

千里山岳部報

三月十九日、月曜日、早朝より登山日和となり  
一行六名は阪急上筒井終點に集合し摩耶登山  
をなす。右に曲り左へ行き坂道を昇るこゝ約  
一時間やがて高原に到着、部員一同暑い暑い  
で汗の水、此の上登れば体内の水気がなくな  
る怖れがある。故にケープルに乗つた。三時  
半摩耶のミカド出張店にて一行休息をした。  
タンサン水を飲む者、ソーダ水を注文する者  
コーヒ、ココアを食ほるもの等各思ひ思ひの  
態である。それより一息入れて又元氣に登山  
し出掛ける。

きざはしの麓にてカメラに入る。石段の数は  
驚くなかれきざはしのみが三百二十七、全部  
で五百六十二、摩耶へ參詣して鐘を鳴らす者  
も若干あつた。午後六時降山、五月庵にて又  
休息。それより一路上筒井へ出で、いづぞや  
行きし諏訪山温泉に一あびして午後九時解散  
した。因に一行氏名は次の通りであつた。  
廣畑、津田、藤井、吉村、片瀬、廣田(廣田  
君報) 尚一行は何れ今月上旬紀州方面へ出掛  
ける筈の由である。

皇陵崇敬會報

第二十四回例會——去る一月二十九日、昭和  
新春の一日を利用して萬葉集に、  
敷妙の袖かへし君玉だれの

越野に過ぎぬまたも逢はめやも  
こある有名な越野地(高市郡阪合村)附近の皇

陵並に萬葉歌枕を探ねて、本學年最後の例會  
とするこゝこした。一行は大軌上六終點に參  
集、午前八時過ぎ出發し橿原神宮前に下車す。

先づ、第一代神武天皇畝傍山東北陵に參拜し、  
一層神しく感じた。次いで、綏靖天皇桃花  
鳥田丘上陵、孝元天皇劍池島上陵、天武天皇  
檜隈大内陵、文武天皇檜隈安古岡上陵、欽明  
天皇檜隈阪合陵、宣化天皇身狹桃花鳥坂上陵、  
倭彥命身狹桃花鳥坂墓、安寧天皇畝傍山南御  
陰井上陵、懿德天皇畝傍山南織沙溪上陵の諸  
帝陵に參拜し益敬神の念を深めた又久米寺に  
參拜する。此處は眞言宗にして寺傳に聖德太  
子の弟久米皇子の創建あり、本尊藥師如來  
は聖德太子の作と傳へられて居る。それより  
橿原神宮に詣つ。官幣大社にして神武天皇、  
媛蹈鞬五十鈴媛皇后を祀る。祭日は二月十一  
日(紀元節)にして明治二十二年神武帝皇后の  
跡を標せん爲に建立されたのである。以上で  
豫定のコースを終つたので五時過歸阪した。

尙當日午後六時より大軌ビルディングに於て  
第三回總會を開催し、會長小泉教授並びに本  
會名譽會員考古學研究家八木博氏の御來會を  
願ひ河村教授その他の興味深い講演があり、  
又會員の意見を述べた所あり、終りに本會役  
員の改選を行ひ盛會裡に閉會した。

出席者——小泉教授、河村教授、八木博氏、若松  
新吾氏、齋藤湊、山崎正藏、溝邊文和、奥川武  
郎、淺利猪一、小田切西、徳谷英治、竹若隆三、  
平井三郎、藤本武之助、石川彦作の諸君

因に當日役員改選の結果は左記の通りであつ  
た。

役員 會長——小泉教授、副會長——山本順應氏、入  
江賢壽氏、相談役——河村教授、齋藤湊氏、幹事  
——淺見敏郎(商二)、溝邊文和(豫三)、奥川武郎

(豫三)、湯川政一(豫二)、淺利猪(豫二)、小田切西(豫一)、稻垣三郎(豫一)の諸君  
(訂正、昭和三年新年號第五十五號一の皇陵崇敬會報の記事第十三行目に六百米とあるは六百尺の誤りに付き此處に訂正す)

史蹟探查會報

去る一月二十二日考古學研究家八木博氏の發起にかかる府指定地、中河内郡孔舎衛村字日下の貝塚建碑式が午前十一時より石切劔箭神社社司木積究雄氏司式の許に行はれた。當日は、考古學者、研究家並びに名士多數參集され、各玉串を捧げて盛會ならしめた。

閉式後日下小學校に於て記念講演會が催され發起者八木氏先づ挨拶して貝塚發見に就て所感を述べられ、次いで京大教授島田貞彦氏、龍大教授魚澄惣五郎氏、大阪時事新報社主筆土屋元作氏の諸氏が興味深い考古學上の講演をせられた。因に當日の參加者は左の通であつた。

齋藤湊、溝邊文和、奥川武郎、平井三郎、竹芳三郎、藤本武之助の諸君。

廣告研究會報

千里山學舎内に於ける本學學生廣告研究會は左記の如き計劃の下に同會本年度の事業を行はんとしてゐる。廣告に關する一般的並に専門的智識の獲得は、商戰場裡に飛躍せんとする者のみならず一般人士にも極めて必須なることである。同會ではこの必要を痛感し進んで廣告に關する研究を爲さんとする本學學生諸君の入會を切望してゐる。

廣告研究會本年度第一事業  
一、廣告研究題目「廣告戰の計畫と實行」

大阪歐文堂計畫部長

森崎善一氏

二、ブライヴェート指導

三、隔週毎回二時

(附記) 1、右講座開講日時及教室は學生控室に發表す。2、會費は月五拾錢で新會員は外に入會金五拾錢。3、尙其他詳細は千里山南三教室内同會本部に照合のこと。

千里山相撲部報

山錦關勸進元東京相撲觀覽 本月一日西淀川區大仁に於ける山錦關勸進元東京大相撲晴天一日興行を機として山錦後援會長本學校友後藤武夫氏、本學事務長松山藤雄氏その他の幹旋に依り本學相撲部員並に同部先輩一同之が觀覽に招待を受けた。

當日は相撲部先輩小角太一郎氏、津田敏郎氏、竹田繁七氏、平野尙氏、並びに相撲部顧問賀來講師、同マネージャー碓勝君以下部員一同出席之が觀覽をなした。相撲終了後、一同土俵上に集まり、後藤氏の幹旋により千里山相撲部山錦關間今後一層關係を密接ならしむる爲山錦關を吾が相撲部顧問に推薦し、第一回本學相撲部新舊部員懇親會を開催した。先づ後藤武夫氏の挨拶あり、次いで山錦關の答辭あり、碓マネージャー相撲部員を代表して謝辭を述べ、前相撲部マネージャー小角氏の挨拶あり、後藤氏の發聲にて、天皇陛下萬歳を三唱し、山錦關の發聲にて本學相撲部の萬歳、垂水理事の發聲にて山錦關の萬歳を三唱し一同乾盃して薄暮散會した。

故和藥氏遺族より  
關大野球俱樂部に選  
手獎勵基金寄贈さる

本學學部第二回卒業生にして現野球部創立以來の後援者であつた故和藥三郎氏の遺族より關西大學野球俱樂部基金として金壹千圓也を同俱樂部へ寄贈せられた。同俱樂部では之を永遠に記念し、永くその厚志を表する爲、母校野球部選手獎勵基金に宛て春秋二季打擊賞及び守備賞をその最高率の選手に贈呈することに決定した。(關大野球俱樂部幹事田中君報)

籃球部新設に際して

球技の起源とその眞髓  
陸上競技部 松葉徳三郎

我が學界に光輝ある長き歴史を有して、年年歳歳の學園こそ母校我が關西大學である。その丘上に巍然と聳ゆる幾層の學舎は血潮高鳴り、歡喜の日光を浴び乍ら究學にいそしみ、時に跳ね、時に躍りて青春の芽生へを若き日の思出のページに綴込んでゐる幾千幾百の健兒が居る。

彼等こそ眞に愛する我が關西大學を雙肩に荷つて立つべき兄弟である。が然し惑星の如き現今各運動部の發達を齎したるは本學先輩の涙ぐまじき犧牲的努力が然らしめたるは勿論なれども一面學校の懸念なる盡力と篤志家某氏の厚意の結果である事は今更ら私が喋喋とするまでもない。

各運動部の躍進、今や我が大學各種運動部の躍進振りには實に目覚しく、此の關西ゾーンに於ける運動競技界に重鎮の地位を確保せるは自他共に許す所であるこの秋に當り獨り我が學園に籃球部の無きを遺憾とし、又一は光輝ある昭和第三春を永遠に記念せんが爲め籃球部を新設する事になつたが未だ充分なる經驗を有せざるに不拘同好諸兄の願ひを容れて不肖私が發起者たるの光榮を受ける事になつた。

誕生した。學舎は街の風塵と煩雜から遠く離れた細長いマサリットレックの四圍を巡つて繁茂する森林の間に學舎より生れたのである。籃球は斯の如き風影絶たぬ學舎より生れたのである。又現今米國及カナダの全土の實力ある有名な體育指導者及體育管理者は大抵之の大學の出身であり、我々の常に思慕する世界的有名なシカゴ大學のスタック或はグレイ英國のゴス其他獨逸伊芬等の有力なるコーチ體育指導者の多くは同大學の卒業生である。

米國體育の源泉、現在行はれつゝある米國の學校體育或は社會體育の源泉は凡て之の大學より端を發してゐる位非常なる權威を有してゐるのである之の有名人大學に昨年本學經濟學部を卒業された石渡俊一君が在學して體育學を研究して居らるるに云ふ事は前途ある我が大學運動部の誇りとする所である。

籃球の起源。籃球は今より三十六年前即ち一八九二年スプリングフィールドYMCA體育大學教授ゼームス、ネー、スミス氏によつて發案された。その發案の動機は冬期間中に於てはフットボール以外に行ふべき競技なき爲め降雨の時是不止得フットボールの補助運動としてジムナジウムにてボールを投げ合ひて練習されたものであるが之のみにては大した面白味もなく、種々考案の結果、遂に果實の籠をギヤラリー(體育場上の觀覽席)に取付け、其の籠にボールを投げ入れ、ボールを投入した方を勝としてゲームを行つた、その初期に於ては十一人にてプレイされたが人數多過ぎる爲め充分なる興味を起さざる故九人に改良され、その後又八人に改めて競技を續行し漸く面白味も多少出來たるを以て學生間で歡迎さるる様になつたが未だ完全ではなく爾後改良に改良を加へ、競技規則をも制定し、又競技人員を五人に改めてプレイする事になつたが當時のゲームは殆んど同大學のみにて行はれ、一九一九年頃より東部諸州に於て盛んに演技され次第でミッドル、ウエスト(シカゴ、ウイソコンシン)方面に傳はり、一九二四年に至り漸く立派な一競技として認められ、遂に今日の如く米國全土に於て盛んにプレイさるる様になつた。

此の球技を創案したゼームス、ネー、スミス氏はアイオワ州立大學を卒業後スプリングフィールド體育科に學び、二ヶ年にて卒業し直に同校の教授となつた人である。

千里山學報 紀念懸賞論文審査發表

本誌第五十號に於て募集しました千里山學報創刊五周年記念論文は、締切まで總數十七篇の応募がありましたので、これを法學、經濟學、社會學、哲學、文學の五種に分類し左表の如く各専門の教授講師にその審査を御願ひ致しました。

法學

(審査) 講師 入江 眞太郎氏

一 民法第四一九條第二項後段についての一考察

二 商法、刑訴、國際公法等に就いて法の觀念

三 法律の進化を論ず

四 官吏の不法行為に基く國家の賠償責任を論ず

經濟學

(審査) 講師 増山 忠次氏

六 地租委讓の論據

七 經濟政策の合目的性

八 註文製造主義の經濟循環遂期に及す影響

九 Ricardo 經濟學研究

社會學

(審査) 教授 岩崎 卯一氏

二 私有財産制度の社會政策的一考察

三 社會生活の動的性を論ず

哲學

(審査) 教授 武内省三氏

三 カントの自由意思論

三 宗教の目的論的意義と藝術

四 フォイエルバッハに於ける現代的重要性

文學

(審査) 講師 新町徳之氏

五 藝術の本質についての一考察  
六 藝術の本質的意義  
七 近古時代軍記物語の特徴を論ず  
以上審査の結果次の七篇が當選と決定しました。

當選論文

官吏の不法行為に基く國家の賠償責任を論ず  
法文學部法律學科第三學年 森睦孝夫

法律の進化を論ず  
專門部經濟學科第二學年 倉橋義一

Ricardo 經濟學研究  
經濟學部經濟學科第一學年 瀬戸健助

註文製造主義の經濟循環遂期に及す影響  
經濟學部經濟學科第二學年 平井美水

藝術の本質的意義  
專門部文學科第三學年 遠藤 銀

私有財産制度の社會政策的一考察  
專門部文學科第三學年 藤井專藏

專門部文學科第三學年 大島 環

右當選論文は適宜の順序にて本誌より漸次本誌上に掲載して行く豫定であります

尚懸賞金は本號發行以後の日に於て當選者諸君の御便宜に従ひ御渡し致しますから、お序に學報局まで御足勞下さいませ

か、又郵送を便せられる向は郵便届先至急御一報御願ひ致します。尚本誌が右の企てに對し、種種御後援を與へられ

ました應募學生諸君並びに御多用中態懸審査の勞を御採り下さいました諸先生に誌上を以て厚く感謝の意を表します。

昭和三年四月 關西大學學報局

當選論文

官吏の不法行為に基く國家の賠償責任を論ず

法文學部法律學科第三學年 森 睦 孝 夫

官吏がその職務執行行為に因り、不法に私人に損害を蒙らしたる場合に、之に對して國家は賠償の責に任ずべきものなりや否やは、夫が私法上の職務執行行為に因る場合と、公法上の職務執行行為に因る場合とに分つて考察することを要する。

一、私法上の職務執行行為に因る場合

官吏が純然たる私法上の行為に因り、不法に私人に損害を與へたる場合に於ては、たゞそれが職務執行中の行為とはいへ、その生活關係は私法の規律するところであり、官吏と私人との關係は私法關係である。故にその賠償義務の存否を決するものは私法上の法理であり即ち民法の適用を受くべきである。然るに我國に於てはかかる場合に關する特別の規定を缺く故に、之を民法一般の規定よりして決するの外はないのである。然して官吏の私法上の職務執行行為に付きては、國家がその賠償の責に任ずべきものなることは通説の認めるところであるが、その根據に就いては種種の説がある。

第一説 法人に關する規定(民法第四四條第一項)に依らんとする説

國家は法人であり官吏はその代理人である故、官吏がその職務執行に際して、私人に對して不法行為ありたるときは、國家は民法第四四條第一項の規定に依り、損害賠償の責に任ずべきものであるとする。

依らんとする説

官吏は國家の被用者であり、國家は即ち使用者である。故に官吏が私人に對して損害を與へたる場合には、國家は民法第七一五條の規定に依り、賠償の責に任ずべきものであるとする。

第三説 不法行為に關する規定(民法第七〇九條)に依らんとする説

官吏の行為は國家を代表するものである。故に官吏の不法行為は即ち國家の不法行為である。従つて國家は民法第七〇九條の規定に依り、直接に私人に對して損害賠償の責に任ずべきものであるとする。

思ふに民法第四四條に於ける法人の賠償責任は、代理責任の法理に依るものであり、又該規定にはたゞ法人のみありて、國家がこの文字中に包含されたるものなりや否やは速断し難い。何となれば民法の母法たるドイツ民法に於てはその第三一條に於て我民法第四四條第一項に該當する社團法人の賠償責任に付き規定し、その第八九條第一項に於て「第三一條の規定は國庫並びに公法人の團體、財團法人及び公設所に之を準用す」なる第三一條に對する準用規定を設け居たるに拘らず、我民法にかゝる規定を設けず。この點より見て我民法第四四條に所謂法人とは國家を包含せざるものと解せられ、従つて國家の賠償責任に對する論據を他に求めざるを得ない。

第二説の民法第七一五條に依るべきものであるとする説にも又首肯し難い。何となれば國家と官吏との關係は、或專業の爲に他人を使用するが如き關係に非ることは明かであり、官吏の任命と雇傭契約とは全然その性質を異にする。故に使用者被用者の關係を以て之を見、民法第七一五條に依りて國家に賠償責任あるものとするの見解を採るは本質的にその根據を誤れるものである。

茲に於て、第三説を以て當を得たるものとせざるを得ない。蓋し法人は機關を離れては存在せず、

然して法人の行爲はすべて機關の行爲に依るものであり、機關が機關として爲したる行爲は縱令不法行爲なりとするも、その法人の行爲として法的効果を生ずべきである。即ち法人は不法行爲能力を有するのであるが、我民法第四四條は直ちに國家に適用し能はざることは前述の如きである。故に更に進んで、官吏の不法行爲が國家の行爲として有効なるものなりや否や即ち國家に不法行爲能力ありや否やを考察せねばならぬ。之に對して消極説は曰く、

「官吏が國家の行爲を代表するは國家の委任に因るものであり、國家は官吏に對して不法行爲を爲すべく委任するの理由なし。若し官吏にして不法行爲を爲したる場合はそれは委任外の行爲にして、従つて官吏の不法行爲は國家の不法行爲として有效なるものに非ず。」と。

即ち國家に不法行爲能力なしとする。かくの如きは、社會生活上の單位なる社會事實を没却したるの見解なり。蓋し官吏は國家の機關にして國家を代表關係に立ち、いやしくもその權限内に於て爲したる行爲は總て國家の行爲としてその法的効果を生ずるのは事實であり、縱令夫が不法行爲なりとも國家の行爲として有效なることは明白である。即ち國家は不法行爲の主體たり得るものにして、官吏が私法上の職務執行行爲に因り、私人に損害を與へたる場合には、國家は民法第七〇九條の規定に依り國家自身の不法行爲として、直接に私人に對する賠償の責を負ふものである。第三説を以て當を得たるものと信するのである。

二、公法上の職務執行行爲に因る場合

この場合に於ては、官吏が私法上の職務執行行爲に因る場合は異り、その賠償責任は民法を以て律すべからざるは論を俟たざるどころである。然るに之に對し反對説あり、即ち不法行爲を以て絶對に民法上の觀念なりとの見解を採るものである。曰く、

「不法行爲に付き公法上の不法行爲と私法上の不法行爲との區別を認むるを得ず。不法行爲は私法上の行爲を執行する場合にも生じ、又公法上の行爲を執行する場合にも生ずるが、一度不法行爲となるやこれすべて民法上の不法行爲にして、いやしくも不法行爲なる以上は公私の區別あることなし。」と。

従つて不法行爲に付きては常に民法の不法行爲の規定が適用せらるべきであるとする。

思ふに民法の適用の範圍は當事者の資格に依りて定まるものに非ずと雖も、法律關係の性質によりて自ら截然たる限界あることは論じざるまでもないところである。私法上の契約の規定を公法上の契約に適用を許されざるが如く、私法上の法律關係に基く不法行爲と公法上の法律關係に基く不法行爲とを混同して論ずることを得ない。若し民法の規定を公法上の行爲に適用し得るとするならば、それは更に特別の明文ある場合たることを要するドイツ民法に於てはその第八二三條に於て、

「故意又は過失に因りて他人の生命、身體、健康、自由、所有權又は其の他の權利を不法に害したる者は之に因りて生じたる損害を他人に賠償する義務を負ふ。」と、我民法第七〇九條、第七一〇條に該當すべき一般不法行爲に付き規定し、同第八三九條に於ては、

「官吏が故意又は過失に因りて第三者に對して負する損害を賠償することを要す。官吏が過失の責にのみ任ずべきときは被害者が他の方法に依りて賠償を得ざるべきにのみ之に對して請求を爲すことを得。」

官吏が權利事件の指揮又は裁判に付き其職務に反したる場合に於ては刑事裁判手續に依りて科する公判を以て處罰せらるべきものなるべきにのみ職務違反に因りて生じたる損害に付き其の責に任ず。但義務に反して職務の行使を拒絶し若くは延滞したるときは此規定を適用せず。

被害者が故意又は過失に因りて法律上の手段を使用して損害の除去を怠りたるときは賠償義務を生ぜず。」

特に官吏の不法行爲に付き、賠償責任を規定してゐる。この規定に對しては又、一九〇八年プロシヤに於て制定せられたる「官吏の職務違反に基く國家の賠償責任に關する法律」ありて、前示民法第八三九條に依りて官吏に賠償責任ある場合には國家も亦責任を負担する旨定めてゐる。

我國民法中には、かくの如き官吏の不法行爲に付き賠償責任を定むるの特別の明文存せず。官吏の公法上の職務執行行爲に付き、全然民法を以て律することを得ないのである。

於茲、我國現行法制の下に於ては、官吏の公法上の職務執行行爲に付き、國家も亦官吏も賠償の責に任ずるものに非ずと解するの外はない。その論據は次の如くである。

一、現今法制の下にありては官吏の公法上の賠償責任に付き、一般官吏に對する何等の規定なく、且つ、國家の賠償責任に關する法規存在せず。ただ特定の場合にのみ特定の官吏に付き賠償責任を規定し、又特定の場合にのみ國家の賠償責任を規定す。

即ち、官吏の賠償責任あるを定めたるものは  
(イ) 故意又は重大なる過失ありたるに於ける戶籍事務を行ふ市町村長の責任（戶籍法第四條）  
(ロ) 同じ場合に於ける登記官吏の責任（不動産登記法第一三條）  
國家の賠償責任及びその賠償の範圍を定めたるものは

(二) 成規に依り差出したる郵便物の取扱に關し、郵便官署が一定の場合に損害を賠償する（郵便法第三三條）  
(ホ) 第三三條の場合と雖も、差出人又は受取人の過失に因りたるべき、不可抗力に因りたるべき郵便物の性質又は瑕疵に因りたるときは損害賠償の責に任ぜず（郵便法第三五條）の規定あるに過ぎず。

二、行政裁判所に於て要償の訴を許されぬ（行政裁判法第一六條）

三、私法規定たる民法を以て、公法上の行爲に適用し得ずと雖も、特別の明文存在する場合に於てこの限りに非ず。然るに我民法は主としてドイツ民法を模範としたるに拘らず、官吏の不法行爲に對する損害賠償に付き、ドイツ民法中に於けるが如き何等の規定をも設けず。故に公法上の職務執行行爲に付き、民法の規定を以て律せんとするも、全然得べからざる状態にあり。

以上の諸點より考察して、我國に於ては官吏の公法上の職務執行行爲に因る不法行爲に就きては、原則として、國家も官吏にも賠償責任なし即ち無責任主義なりと認めざるを得ない。

入智の進歩に伴ふ文明の發達は著しく社會生活を複雑ならしめ、その間官吏が國家の機關として民治生活に關係すること彌深く、その交渉するところ益廣汎なれる今日に於て、在來の法制制度を以て一貫普通の法則として、これに從ひ、これを固守するに於てはただ私人の生活の安定を危くするのみならず延ては國家機關の活動に危懼の念を抱くに至り、法治國として不幸なる結果を招來することなきを保し難い。

この意味に於て、官吏の公法上の不法行爲に基く損害に付ても、之に對し國家が賠償の責に任ずるは、時代の推移に伴ふ一般衡平の觀念に副ふものであり、國家賠償責任の確立は、我國刻下の急務である。即ち、國家は官吏をして國家行爲を爲さしむるものであるから、之に因り生じたる損害に對しては、他人の行爲に對する責任を負ふ意味に非ずして、自ら直接に賠償の責を負ふは當然である。



これに對する反對論者の主張する理由の主なるものは次の如くである。

一、官吏の不法行為に付き、國家が一一その賠償の責に任ずる時は、國庫は遂に負擔に堪へず、止を得ざるの方策として、租税の負擔を増加し、かくては小數者の利益保護の爲に、人民全體の生活を不利に導くこととなる。(例へば Bluntschli の如く)

二、官吏の行為に對し國家が責任を負ふは、官吏及國家の威嚴を損することとなる。(例へば Laurent の如く)

三、不法行為の事實的行為者たる官吏に賠償の責任を負せしむるを當然とす。(例へば佐々木博士)

第一説は一見、反對論として最も根據ある理由の如く見ゆれ共、かくの如きは國家の目的そのものを無視したる見解であると言はざるを得ない。蓋し國家が責任を負ふことに依り財政上の危險ありとすれば、即ちその要償の原因たる事實發生の類繁なるを證するものであり、それだけ民治生活の安定を脅かされるの狀態にあることを如實に示すものに外ならぬ。故に一層國家責任の必要あるを感ぜしむるものにして、反對の理由とならず。

又賠償責任の國家負擔は少數者の利益保護なりとの見解も根本的謬見である。何となれば官吏の不法行為に付きての損害は何時何人に關して發生するやば、豫め知ることを得ない。即ち少數者の利益保護には非ずして、人民全體の利益保護を圖り、民治生活を安固ならしめるものに外ならぬ。この故に、善良なる人民は國家責任確認の爲には進んで増税に堪へ、決して他人の爲の負擔として之を厭惡するものとは信ぜられぬ。

第二説は杞憂に過ぎず。官吏の不法行為に對する國家の賠償責任の確立は國家及び國家機關たる官吏に對する一般人民の信頼は深きを加へることこそあれ、これが爲に國家、

官吏の威嚴を損することありとは毫も考へられず。しかのみならず、國家責任の確立は必然的に官吏の職務執行及び監督の方法改善されるの結果、國家を益し人民を益すること甚大なるべきは豫期され得るところである。

第三説に至りては實情に照して全然不可能である蓋し官吏は一般に富裕ならず、これに賠償責任を負担せしむるも官吏の資力としては到底私人の損害補填の目的は達し得られず。官吏自身も賠償を恐るるの結果は、只管、事なかれ主義をとり、積極的活動を爲さんとはせず、遂には國家機關としての重責を果すを得ずして國政の運用に支障を來すに至るは明かであり、國家責任確立に對する反對理由の根據として、薄弱なるものと言はざるべからず。(丁)

(第八頁より續く)

第二十八條第二十九條) 其受託者の相手方及び轉得者に對しても物權的に受託者の失當處分を取消すことが出来る(信託法第三十一條)之に反し賣渡擔保の場合では財産權の讓受人である債權者が其目的物を不當に處分しても讓渡人である債務者は只其債權者に對して人的に損害賠償請求權を有するのみであつて不當處分を爲した債權者の相手方又は轉得者に對して物權的に其不當處分を取消す權利を有せないものである。

表紙寫眞説明

本號表紙の寫眞は近き市内天神橋筋六丁目新築せらるべき專門部學舎の醜景圖である。敷地坪數二千二百餘坪、建坪延一千八百七十餘坪であつて、今回はその第一期工事として圖の約半分に當る學舎が建てられる。工費別項所報の如く約四拾貳萬圓、昭和四年九月末に竣工の豫定である。

(第六頁より續く)

「赤」の體験せられたる赤」は同一物ではない。赤の體験は本質「赤」を對象として之に志向する體験である。本質「赤」は體験より超越し體験に依て志向せらるる「對象」である。(Husserl; Ideen 4-1) 斯る超越的對象と言ふ意味に於て「價值」「本質」は其性質を同じうする様である。然るに「ツッサル」や「シェラー」が斯る「物」にもあらず又「體験」にもあらず第三の領域として斯る「對象」言ふ超越的存在の世界を設け之に對して Wirkliches Sein を許した事に對して人は之をプラトニック的實在論同一視しやうとする。然し斯る批難の理由なき所以をツッサルは説明する。即 Gegenstand 〃 Reales 又 Wirklichkeit 〃 reale Wirklichkeit 〃 同一な物を意味するとするならば Ideen を Gegenstand 〃 Wirklichkeit であるが解する事は如何にも誤まつたプラトニック的假設を設ける事であらう。然しながら既に論理研究に於てなされた如く兩者が嚴密に分離せられ「對象」は眞なる(定言的、肯定的)言表の主辭として定義せらるるならば、爰には盲目的な偏見から出づる物以外に如何な難點が存在し得やうと言ふ。(Ideen 5-1) 此意味に於て對象は獨り時空的存在としてのみならず觀念的對象である。之等の觀念的對象こそは常に我々の志向して居る「當の物」であり之等について我々が判斷し、情感しつゝある物である。「對象」を時空的存在にのみ局限するのは自然的立見に患せられた謬見である。ツッサルに於ける「本質」が認識の領域に於て「對象」であると同じ様に「價值」は感情の領域に於ける對象である。

校友會 大阪支部 春季懇親會 御案内

恒例に依り校友會大阪支部春季懇親會を左の如く開催可仕候間大阪附近御在住の校友諸氏は奮つて御參會相成度此段御案内申上候

日 昭和三年五月六日(日曜日)  
集合場所 市内湊町驛午前九時出發)  
場所 笠置方面  
會 費 金五圓(當日御持參)  
昭和三年四月

關西大學校友會大阪支部

大正十一年六月十五日創刊  
昭和三年四月十五日印刷  
昭和三年四月十五日發行

不許複製

編輯兼發行人 森川太郎  
印刷者 飯田彌之助  
印刷所 三有社  
發行所 關西大學學報局  
大阪市此花區上福島北二丁目

關西大學  
大阪市此花區上福島  
電話 七三三〇  
電話 七三七〇  
大阪市外千里山  
關西大學  
電話 吹田 一一三

昭和三年一月現在

# 出版圖書目錄

## 法律書

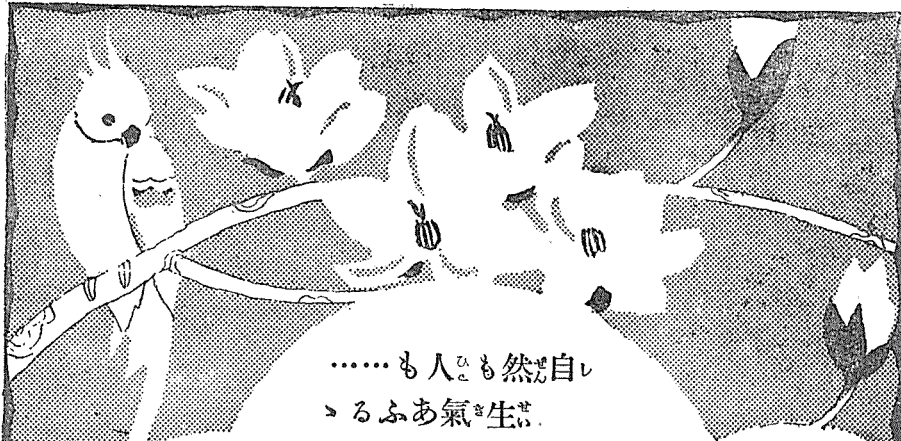
- 親族法 和田于一著 定價二〇〇 送料一〇〇 四六判上製
- 婚姻法 和田于一著 定價五八〇 送料一〇〇 四六判上製
- 親子法 和田于一著 定價四八〇 送料一〇〇 四六判上製
- 民法 和田于一著 定價三六〇 送料一〇〇 四六判上製
- 商法 和田于一著 定價三六〇 送料一〇〇 四六判上製
- 破産法 竹野竹三郎著 定價三〇〇 送料一〇〇 四六判上製
- 和議法 原 定價四〇〇 送料一〇〇 四六判上製
- 日本モラトリウム法論 菊一五〇 送料一〇〇 四六判上製
- 辯護士入江真太郎著 定價二五〇 送料一〇〇 四六判上製
- 不法行為論(第一卷) 菊一八〇 送料一〇〇 四六判上製
- 辯護士入江真太郎著 定價四八〇 送料一〇〇 四六判上製
- 俗法律講話 菊一〇〇 送料一〇〇 四六判上製

- 實例 不動產登記法釋義 菊一〇〇 送料一〇〇 四六判上製
- 實例 商業登記手續總攬 菊一〇〇 送料一〇〇 四六判上製
- 實例 特別登記手續 菊一〇〇 送料一〇〇 四六判上製
- 實例 耕地整理登記手續 菊一〇〇 送料一〇〇 四六判上製
- 加除 現行登記法令輯覽 菊一〇〇 送料一〇〇 四六判上製
- 供託法要論 菊一〇〇 送料一〇〇 四六判上製
- 實例 供託法釋義 菊一〇〇 送料一〇〇 四六判上製
- 實例 競賣法手續 菊一〇〇 送料一〇〇 四六判上製
- 實例 國稅徵收手續 菊一〇〇 送料一〇〇 四六判上製
- 改訂 許意匠商標法令集 菊一〇〇 送料一〇〇 四六判上製
- 改訂 工場法解説 附關係諸法令 菊一〇〇 送料一〇〇 四六判上製
- 商業帳簿の法律問題 菊一〇〇 送料一〇〇 四六判上製
- 倉庫證券に關する學說及判例 菊一〇〇 送料一〇〇 四六判上製

- 實務株券と社債券 菊一〇〇 送料一〇〇 四六判上製
- 模範手形法講 菊一〇〇 送料一〇〇 四六判上製
- 訴一定の申立文例と 菊一〇〇 送料一〇〇 四六判上製
- 時効法規と時効判例集 菊一〇〇 送料一〇〇 四六判上製
- 新舊 民事訴訟法改正要旨集 菊一〇〇 送料一〇〇 四六判上製
- 新舊 民事訴訟法 菊一〇〇 送料一〇〇 四六判上製
- 商事調停法通解 菊一〇〇 送料一〇〇 四六判上製
- 商事調停法の論議 菊一〇〇 送料一〇〇 四六判上製
- 陪審法の話 菊一〇〇 送料一〇〇 四六判上製
- 出版及著作に關する法令釋義 菊一〇〇 送料一〇〇 四六判上製
- 警察法規研究 菊一〇〇 送料一〇〇 四六判上製
- 經濟商業書 菊一〇〇 送料一〇〇 四六判上製
- 銀行の發展策と信用調査方法 菊一〇〇 送料一〇〇 四六判上製
- 景氣循環に關する諸學說 菊一〇〇 送料一〇〇 四六判上製

大 同 書 院 大 阪 市 北 區 會 根 崎 上 三 丁 目

電話 北 一 五 七 三 番 振 替 大 阪 一 三 九 七 二 番




……も人も然る自  
るふあ氣生

# よ 春 ぞ 今

◆ 越三の月四 ◆

行き交ふ人の輝かしい姿、そしてほゝ笑み、今ぞ 闌の春！その春を表象するさまぐの流行品に三越の店内は宛ら百花燎亂の姿で御座います。華やかなパラル、シヨール、美しきお履物、そして興味ある各種の催しが御來遊をお待ちいたして居ります、殊に新學期の御用意として斬新優秀な學用品が洩れなく揃つて居ります。春はお子達と共に是非三越へ――。



## 三越呉服店

◆ 阪 大 ◆

# 關西大學ガウン 御制定に就て

關西大學に於て學位服、教授服、學生服等御制定のため、その當局よりこれが調査研究方御下命を蒙り、同大學の一員として特派せられたる形式によりて弊店主長谷爲五郎事一九二三、四年に亘り英・米・佛・獨白・蘭・墺・伊・瑞等の各國を視察し彼の地著名の大學に於ける服制を比較考察の上歸朝復命致し置き候

然るに今回同大學に於て愈それ等服制御制定相成候に付てはこれが調

製方を弊店に特定せらるるの恩命に浴したる事誠に望外の光榮として深く感激罷在候次第に御座候

御承知の通り本邦より服制その他の制度に付て取調のため世界の各大學に人を特派歴訪せしめたることは從來その例尠く單り我が關西大學あるのみ、而してその高邁なる信用は實に我が帝國の大學を代表するものにして、不敏店主その選に當り僅かに使命を辱

めざりしものは又實に海外に於ける同大學の絶大なる信用とその當局のなる御指導の賜に外ならず候

爾來技術部に大改善を加へ準備萬端整齊致し居候卒業生その他關係各位の御用命を奉待候



關西大學  
關西甲種商業  
關西大學第二商業  
御指定

ガウン及紳士服専門

## 長谷屋洋服店

大阪市上本町六丁目

電話南(四)五一一四番  
七九〇八番